

マイクロクレジット（小規模融資）利用者のケイパ ビリティ拡大に向けた検討：バングラデシュにお ける事例の考察をもとに

| | |
|-----|---|
| 著者 | 石坂 貴美 |
| 雑誌名 | 国立民族学博物館研究報告 |
| 巻 | 36 |
| 号 | 2 |
| ページ | 227-279 |
| 発行年 | 2012-01-12 |
| URL | http://doi.org/10.15021/00003870 |

マイクロクレジット(小規模融資)利用者の
ケイパビリティ拡大に向けた検討
——バングラデシュにおける事例の考察をもとに——

石坂 貴美*

Discussion Aiming to Expand the Capabilities among Microcredit Borrowers:
Based on Case Studies in Bangladesh

Takami Ishizaka

マイクロクレジットの貧困緩和や女性のエンパワーメント効果をめぐる議論では、賛否両論が展開されている。本稿では、Sen (2004) の「ケイパビリティ」概念を採用し、マイクロクレジットを各々が望む行為や状態（機能）を達成する手段と捉え、同じ手段を持ちながら、機能を達成する機会が人びとの間で異なる要因に注目する。ポジティブ、ネガティブ双方の異なる結果がみられるバングラデシュの事例から、「融資のプログラム設計」、「女性の行動範囲の制限」、「リスクに対する脆弱性」における要因を明らかにし、ケイパビリティ拡大に向けた検討を行う。利用者の立場に立ったプログラムの改善、新たな規範の構築過程における女性の行動範囲拡大の模索、貯蓄や保険を含めた包括的なマイクロファイナンス（小規模金融）によって、マイクロクレジット利用者のケイパビリティ拡大は可能であると考えられる。

Debates on the effectiveness of microcredit have shown both positive and negative impacts on the reduction of poverty and the empowerment of women. Employing the capability-based approach of Sen (2004), this article treats microcredit as a means to achieve human functionings: what a person can do or be—and focuses on factors that cause individuals to have different opportunities in achieving those functionings even when they have the same means. The article analyzes five cases in Bangladesh that showed different results—both positive and negative—and identifies three factors: the design of the program, limits on the activities in which women can utilize the

* 東京大学大学院総合文化研究科

Key Words : Microcredit, Capability, Bangladesh

キーワード : マイクロクレジット, ケイパビリティ, バングラデシュ

loans, and the vulnerability of borrowers to risks. In order to expand the capability of borrowers, the article further discusses program improvements based on the perspective of borrowers, the expansion of the range of women's activities though the development of new norms, and comprehensive microfinance programs that include savings and insurance.

| | |
|-----------------------------------|--------------------------------------|
| はじめに | 3.2.3 返済開始時期および利用者と職員の関係性 |
| 1 マイクロファイナンスをめぐる議論 | 3.3 社会的文脈における障害 |
| 1.1 マイクロファイナンスの多様性 | 3.3.1 女性の行動範囲の制限 |
| 1.2 マイクロクレジットの効果 | 3.3.2 リスクに対する脆弱性と社会保障制度の不備 |
| 1.2.1 貧困緩和 | 4 マイクロクレジット利用者のケイパビリティ拡大に向けた検討 |
| 1.2.2 女性のエンパワーメント | 4.1 ケイパビリティ拡大へ向けたアプローチ |
| 1.3 マイクロ貯蓄の効果 | 4.2 融資プログラム設計の改善 |
| 1.4 マイクロ保険の効果 | 4.3 伝統的な行動規範に対する新たな規範の構築 |
| 2 バングラデシュR市における青年開発局のマイクロクレジットの事例 | 4.4 マイクロファイナンスの可能性 リスクに対する脆弱性への対応 |
| 2.1 青年開発局のマイクロクレジット | 4.4.1 マイクロファイナンスの発展とケイパビリティ拡大のアプローチ |
| 2.2 フィールドワーク概要 | 4.4.2 マイクロ貯蓄の発展 サービスの改善と多様化 |
| 2.3 事例A～E | 4.4.3 マイクロ保険 生命・融資保険の発展と健康保険の課題 |
| 3 事例にみるマイクロクレジット利用効果を限定する要因 | おわりに |
| 3.1 事例の考察枠組み ケイパビリティ | |
| 3.2 マイクロクレジットのプログラム設計 | |
| 3.2.1 担保と返済方法の柔軟性 | |
| 3.2.2 融資額と利用者ニーズ 融資の用途 | |

はじめに

国連の8つのミレニアム開発目標のなかには、「極度の貧困の撲滅」と「ジェンダーの平等、女性の地位向上」が含まれており、国際開発において貧困削減と女性のエンパワーメント¹⁾は重要な課題である。マイクロファイナンス(小規模金融)のなかでもマイクロクレジット(小規模融資)は、その双方への効果が注目され、開発の手法としてアジアを中心に多くの地域に普及している。

先行研究ではマイクロクレジットの効果に対して賛否両論が展開されている。収入や資産増加の結果から、貧困緩和効果が評価される一方で、より貧しい利用者が多重債務におちいる危険性を指摘するものもある。女性のエンパワーメントについては、福祉の向上、発言権・意思決定権の獲得、女性への暴力減少を示すものもあれば、女性の労働のみが強化される、逆に暴力被害が増すとの指摘もある。

このように評価が賛否両論に分かれている先行研究に対して、本稿ではアマルティア・センのケイパビリティ²⁾概念を分析枠組みとして採用する。ケイパビリティは、ある人が財やサービスを利用して自らが望む状態や行為である「機能」の集合によって豊かさを問う。また、同じ手段を持ちながら、人びとの間で機能を達成する機会が異なる可能性に注目し、「手段と実際の機会との関係を限定する要因」(セン2006)を考慮するものである。

本稿に提示するバングラデシュの事例においても、同じマイクロクレジットを利用したにもかかわらず、利用者間でポジティブ・ネガティブ双方の効果が生じている。「事業から収入を得る行為」や「発言や意思決定権の獲得」にみられるポジティブな効果を機能と捉え、融資を手段として利用し、これらの機能を達成する機会を妨げる要因を考察し、利用者のケイパビリティ拡大に向けた検討を行う。

1章では、マイクロファイナンスをめぐる議論を概観し、マイクロクレジット、貯蓄、保険の効果について述べる。2章では、バングラデシュの青年開発局のマイクロクレジット5事例を提示する。3章では、事例の考察を行い、融資利用効果を限定する要因として「融資のプログラム設計」、「女性の行動範囲の制限」、「リスクに対する脆弱性」について述べる。4章では、人びとの機会拡大を目指すアプローチおよびリスクに焦点を当てるアプローチを用いて、利用者のケイパビリティ拡大に向けた検討を行う。利用者の立場に立ったプログラムの改善、伝統的な規範に対する新たな規範構築の過程における女性の行動範囲拡大の可能性の模索、リスクによる影響を軽減す

るマイクロ貯蓄や保険を含めたマイクロファイナンスの可能性について論じる。おわりに、結論を述べる。

1 マイクロファイナンスをめぐる議論

1.1 マイクロファイナンスの多様性

本稿におけるマイクロクレジットとは、低所得者層や女性等を対象とした小規模の融資を指す³⁾。マイクロファイナンスは、このマイクロクレジットに加え、貯蓄や保険、送金等のサービスを含めたより広義の小規模金融を指す。

バングラデシュのグラミン銀行は、小規模金融を提供するマイクロファイナンス機関のひとつとして知られている。大学教授であったムハマド・ユヌスは、農村において高利貸しへの返済に苦しむ人びとに対して試験的に信用貸し(クレジット)を行い、その後グラミン銀行を設立した。資産を持たない低所得者層は、担保を必要とする商業銀行の融資を利用することが難しい。これに対してグラミン銀行は、利用者グループが返済に対して連帯責任を負うことで、無担保で少額の融資を提供するグラミン・モデル⁴⁾を確立した。さらに、銀行の担当者が利用者たちの地域へ赴いて業務を行う新しい手法を取り入れた。貧困層や女性を対象として融資を行い、その高い返済率が注目されている。

現在バングラデシュでは、「貧困層の8割にマイクロクレジットが行き届いている」(ユヌス 2008: 122)といわれている。また、MSCの報告によると、アジア・太平洋を中心にアフリカ、中米・カリブ海、中東、北米、ヨーロッパ、中央アジアの3,552の機関において、1億5,000万人以上がマイクロクレジットを利用している(Daley-Harris 2009: 29)。農村のみでなく、都市においても展開され、土地や資本を持たない農民、都市のスラム住民、鍛冶屋や仕立屋等の職人、行商人、小規模な店舗を所有する商人等、さまざまな人びとが利用している。

また、マイクロファイナンス機関も多様化しており、鷹木は以下のように分類を行っている。「1. NGOやNPO等の非銀行型、2. 共同出資組合理型、3. 村落経営型銀行、4. マイクロクレジット専門銀行、5. 既存商業・特殊銀行の一部門、6. ノンバンク・マイクロファイナンス会社、7. イスラム金融の融資機関」(鷹木 2007: 53-54)。国際機関もマイクロファイナンス機関に対して融資や技術支援を行っている⁵⁾。さらに、途上国政府の開発プログラムに取り入れられている例もある。近年では、補

助金・助成金等の援助資金に対して、資本市場からの商業資金の割合が増加する傾向に加えて、マイクロファイナンス機関が銀行化したり、商業銀行がマイクロファイナンスに参入する商業化が進んでいる(杉山 2009; 岩谷 2008)。

マイクロクレジット(融資)は、グラミン・モデルが多くの地域に普及しているが、個人への貸付、担保を必要とするものもある。利用者は少額の融資⁶⁾を受け、短期間(1年から数年)に定期的(毎週、隔週または毎月)に分割して返済を行う。金利はインフォーマルな貸金業者に比べると低いが、商業銀行に比べて高いといわれている⁷⁾。事業投資を目的とする融資だけでなく、住宅ローン、教育ローン等の用途に応じて金利の異なる融資も提供されている。

マイクロ貯蓄は、マイクロクレジットのグループ活動として定期的に少額をグループ基金として積み立てるものから発展し、引出が可能な個人口座、長期の積立預金も提供されるようになった。貯蓄に対する貧困層のニーズは高く(Helms 2006: 24; Karlan and Morduch 2009: 4739-4741)、マイクロファイナンス機関の財源の一部となっており、貸し手、借り手双方にとって重要な金融サービスといえる。

融資、貯蓄に加えて、保険や送金のサービスを提供している機関もある。マイクロ保険における取り組みは、融資に付随した生命および融資保険が中心であるが、健康保険や資産保険、災害保険等も提供されている。近年、海外労働者が母国へ送金を行うサービスも注目されている⁸⁾。

以上、マイクロファイナンスの多様性について述べた。以下では、その主要な取り組みであるクレジット(融資)、貯蓄、保険の効果に対する議論について述べる。本稿では、バングラデシュの事例を扱うため、同国に関する調査研究を中心にとりあげる⁹⁾。

1.2 マイクロクレジットの効果

1.2.1 貧困緩和

ユヌス(2008)は、誰もが企業家としての能力を持っており、貧しい人びとがマイクロクレジットによって、その能力を開花させることができれば、貧困をなくすことができる¹⁰⁾と述べている。このように、融資によって貧困層の自己雇用・所得創出を図り、貧困を緩和することがマイクロクレジットの目的のとされてきた。

バングラデシュは、後発開発途上国として国連のリストにも掲載されており¹⁰⁾、最貧国のひとつとして知られているが、輸出志向型の製造業(衣料品、農産物、冷凍食品等)の拡大と海外出稼ぎ労働者からの送金等によって2000年以降、高い経済成長

を続けている¹¹⁾。国際協力銀行は、「消費の伸び」、「社会サービスの改善」、「マイクロファイナンス利用者の増加」によって大幅に貧困率が削減されたと述べている（国際協力銀行 2007: 5-27）。

マイクロクレジットの経済効果については、Hossain（1988）やKhandker（1998; 2003）の量的調査から、利用者の世帯収入向上や資産の蓄積、消費等の経済指標の改善、村地域全体への経済効果が明らかにされている。また、社会会計マトリックス（Social Accounting Matrix）を使い、統計からバングラデシュの国全体の効果を明らかにしたMahjabeen（2008）の研究においても、世帯収入と消費を向上させ、所得格差を減らし、福祉を強化する効果が見られる。Todd（1996）は参与観察および聞き取り調査を行い、女性たちがマイクロクレジットを利用して、土地の耕作権を取得し、資産を蓄積する様子を描いている。

このように、経済効果は明らかにされてきたが、所得の上昇や資産の増加は、必ずしも自己雇用や事業拡大の結果ではないと指摘する研究もある。融資の用途のなかには、生産への投資以外に借入金の返済、消費、医療費、結婚資金もあげられている（岡本他 1999: 51-52）。藤田（2005）の調査では、生産への投資割合は、全体の約半分を占めるのみであった。低所得者層の収入源である日雇い労働や農作業は、季節や気候によって影響を受けるため、収入は安定しない。収入が得られない時期に、マイクロクレジットを利用して消費を平準化し（Pitt and Khandker 2002）、法外な金利を要求するインフォーマルな貸金業者への依存を断ち切ることで、長期的にみて貧困緩和効果が現れるとの意見もある（岡本他 1999: 52）。

さらに、マイクロクレジット利用をきっかけに、返済のために勤勉に働き、計画的に行動する人びとの態度変容が貧困緩和に貢献するともいわれている（西川 2001: 174-175）。藤田は、特に男性が勤儉になることで、世帯における資産形成が促されるメカニズムを明らかにしている（藤田 2005: 171-183）。

松井は、マイクロクレジットの「金融活動」と「非金融活動」双方の効果によって貧困からの脱却と自立が促進されると述べている。「非金融活動」には、職業訓練や保健・衛生活動や識字教育等の社会活動プログラムに加えて、グループ活動における情報の共有や責任感の出現等にもみられる社会関係資本（ソーシャルキャピタル）の形成も含まれている（松井 2006: 176-179）。

このように貧困緩和に対する効果が評価されている一方で、多くの研究でマイクロクレジットの限界として指摘されている点は、「最貧困層が排除されている」ことである（中村 1999: 16; 藤田 2005: 69; Montgomery and Weiss 2005）。これに対して、MSC

では、貧困緩和の指標として利用者における最貧困層¹²⁾の割合を報告している。また、最貧困層や物乞いを対象に、金利や返済方法を配慮した融資を提供している機関もある¹³⁾。しかし、そのような配慮なしに、単に融資の利用者として最貧困層を取り込むだけでは、逆に経済状況を悪化させてしまう危険性は否めない。マイクロクレジットの返済は、融資を受けてから数週間以内に始まるため、資産や他に収入源を持たない最貧困層が参加することが難しく、参加したとしても定期的な返済ができず、ドロップアウトする率が高いことが明らかになっている (Karim 2005: 1111; 2006: 54–55)。

西村 (2008) の調査では、最貧困層にサービスが行き届いてないと批判されている状況とは逆に、最貧困層がより積極的に借入を行い、多重債務が進んでいる事実が明らかになっている¹⁴⁾。利用者は返済のためにインフォーマル金融を利用することもあり、マイクロクレジットの広がりとともに、高利で貸し付けを行う貸金業者は存続・拡大し、その金利も上昇していると指摘されている (Jain and Mansuri 2003)。さらに、バングラデシュにおいて2,100万人が、複数のマイクロファイナンス機関から融資を受けていると推計もされている (ラーマン他 2010)。

また同国では、1,400を超えるマイクロファイナンス機関があるといわれ¹⁵⁾ (Hasan 2007)、36万人を超える従業員を抱えている¹⁶⁾。この競争に加えて、財政的自立を求めるドナーからの圧力や商業化の流れによってコスト削減が進み、サービスの質の低下や無理な貸付、回収が起きているといわれている (西村 2008: 15–16)。さらに、返済能力が乏しいと判断される最貧困層が融資を受ける機会から排除されるとも指摘されており (McIntosh and Wydick 2005; Kono and Takahashi 2010)、競争の激化は最貧困層に対して不利な影響を与えている。

1.2.2 女性のエンパワーメント

途上国では、女性が社会的に弱い立場にあることが多く、健康状態や教育水準の指標からも性別による格差が明らかにされている¹⁷⁾。このような背景から、国際開発においてジェンダーの平等が重要な課題となっており¹⁸⁾、マイクロクレジットは女性のエンパワーメントに有効な手法として注目され、多くのプログラムや研究が実施されてきた。

世界中で利用者が1億人を越えたといわれるマイクロクレジット利用者のうち8割以上が女性である (Daley-Harris 2009: 27)。この傾向は、社会的により脆弱な女性を支援する意義に加えて、女性の返済率や集会への参加率が高いことが理由にあげられ

ている¹⁹⁾。さらに、調査結果からは、女性の利用者の方が収入や資産、消費をより増加させ、子どもの就学率や家族の健康状態に対しても効果がみられることが明らかにされた(Hossain1988; Khandker1998, 2003; Pitt, Khandker, Chowdhury and Millimet 2003)。

バングラデシュの社会では伝統的な家父長制が強く、バルダと呼ばれる女性隔離の規範により性別分業が行われ、女性の行動が制限されているといわれている(村山2003: 229-230)。男性が家計を握り、家庭内での意思決定権にかかわる機会がない女性もあり、経済的依存度は高いとされている²⁰⁾。そのため、マイクロクレジットが「長い間社会から無視され、閉じ込められていた女性を動員した」(Karim and Osada 1998: 261) ことの意義は大きいといえる。

マイクロクレジットは、労働市場への参入、財の所有、識字率・就学率および健康・栄養状態の向上、出産数制限・家族計画の実施等、女性の絶対的福祉を向上させた。同時に、世帯内で男性に対する相対的地位を向上させ、交渉力や意思決定、家計や財の管理、食事やヘルスケアに対する世帯内配分の改善等の相対的福祉も向上させた(Mahmud 2004: 155-157)。坪井(2003; 2006a)の研究では、住宅ローン利用によって、資産を持たない女性たちが本人名義の土地と住宅を獲得し²¹⁾、家庭における不安定な立場や居住環境²²⁾を改善させる様子が明らかにされている。

さらに、女性に対する家庭内暴力が減少する傾向や、身近に起きた不条理な出来事に対して女性たちが集団で抗議を行って問題を解決したり、地方行政に働きかける動きも見られる(Naz 2006: 131-132; 岡本他 1999: 74)。このような態度変容、発言力の拡大、意思決定権の獲得については、聞き取りおよび参与観察による調査(Naz 2006; Todd 1996; 坪井 2006a) や世帯調査(Osmani 1998; Pitt, Khandker and Cartwright 2006)からも明らかにされている。女性たちはマイクロクレジットを利用することで、経済力を得ると同時に、意思を表示して他者に対しても働きかけるようになっており、女性のエンパワーメント効果は大きいといえるだろう。

以上のように、女性のエンパワーメントにおいてポジティブな評価がある一方、ネガティブな評価もある。女性への暴力が減少する効果に対して、逆に暴力が増加するという指摘もある。バングラデシュの社会では、「男性優位の社会構造や思考様式」(山形 2005: 126) が根強く残っており、女性の外出増加と性的犯罪や女性に対する暴力事件の増加は無関係ではないと村山(2003)は述べている。さらに、融資を女性自身が管理・運用せず、男性家族と共同利用または男性家族のみが利用するケースが報告されており²³⁾、融資返済の義務を負っている女性と金銭管理を行う男性家族の間に衝突が起き、女性が暴力を受けることがある(Akhter 2007; Rahman 1999: 74-75)。ま

た、地域の宗教指導者の立場にいる人物が、「『フォトア』²⁴⁾を発令し、「商売などをして伝統的に女性に割り当てられた社会的空間の範囲を超えて活動することに対する制裁」(高田 2006: 366–416)が行われた例も報告されている。

これらの現象は、男性へ従属していた女性がマイクロクレジットを利用することで発言権を得たことや行動範囲の拡大によって宗教やジェンダー規範から逸脱することへの反発として捉えることもできる。女性のエンパワーメント効果が逆に暴力を引き起こしてしまう側面もあるといえよう。そのため、戦略的に男性家族を巻き込んで活動をしたり、規範を超えないように屋敷内で行う作業を選ぶ女性も多い(坪井 2006a: 72–75; Todd 1996: 29–36)。これらの傾向によって、ジェンダーによる職業観や女性の従属が強化されるとの懸念もある(Mahmud 2004; Goetz and Gupta 1996; Rahman 1999)。

Karim (2007) は、女性がマイクロクレジットの活動からドロップアウトする要因として、家事や育児をあげている。女性たちは、マイクロクレジットを通じて生産活動に参入することになったが、家事労働や再生産活動は伝統的な役割として継続されており、女性の労働のみが強化される傾向がわかる²⁵⁾。同研究は、家族との間に問題を抱えていた割合もドロップアウトした女性たちの方が高いことを示している。マイクロクレジットの活動を行うには、家族、特に夫の協力が必要であると指摘されており(坪井 2006a: 74)、家庭環境が融資利用の効果に大きく影響を与えるといえよう。

1.3 マイクロ貯蓄の効果

マイクロファイナンスは、融資であるマイクロクレジットを中心に発展した。貯蓄は当初、融資利用者を対象に積み立てを義務付ける強制的なものが主流であり、扱う機関も少なかった(Counts and Meriweather 2008; Vonderlack and Schreiner 2002)。銀行として認可を受けていない NGO 等のマイクロファイナンス機関は、融資利用者以外から貯蓄を集めることは法律上認められていない。また、貧困層や女性を対象に、機関の原資となり得る資金を集めることが可能であるとは考えられていなかった。さらに、少額の口座を数多く管理するにはコストもかかるとして²⁶⁾、貯蓄への取り組みは重視されなかった(Christen et al. 2004: 6)。

一方で、途上国の多くの地域において、グループで貯蓄を行う Saving Club や定期的に集まって現金を授受する ROSCA が結成されている。また、費用をかけて現金を預ける行為もみられ、貧困層の貯蓄に対するニーズの高さが明らかにされるようになった(Armendáriz and Morduch 2010; Collins et al. 2009)。

利用者のニーズに加え、マイクロファイナンス機関はドナーから財政的な自立を求められており、貯蓄を新たな財源として捉えて積極的に取り組むようになり、資産に占める割合も増加している (Gonzalez and Meyer 2009)²⁷⁾。引出が可能な個人口座、長期の積立貯蓄等の新たなサービスも開発され、融資より貯蓄の需要が高い機関もある (Christen et al. 2004: 6)。バングラデシュの3大機関、グラミン銀行、ASA、BRACでは、2000年から2005年の間に900万口座が開設された (Collins et al. 2009: 160)。このようなニーズの高さから、貯蓄はマイクロファイナンスの普及に重要な役割を果たしたともいわれている (岡本 2008: 95)。

貯蓄の経済効果についても議論がされてきた。冠婚葬祭、病気やけが等により急な出費を迫られた際に、貯蓄によって対処することができれば、借入を行って返済義務を負うリスクや資財を手放す必要がなくなる (Vonderlack and Schreiner 2002: 603; Christen et al. 2004: 6)。貯蓄には、消費の平準化による貧困緩和効果があり、融資より重要であるという主張もある (Matin et al. 2002: 286–291)。一方で、融資と貯蓄は相互補完的であり (Armendáriz and Morduch 2010: 204)、「事前準備としての貯蓄」と「事後の対処としての借金」(融資)の双方が、マイクロファイナンスの「多機能的な手段」となり、「リスクに対応し、家計の安定化を図る」(岡本 2008: 95)ことが可能になるともいわれている。

グラミン銀行のグラミン・モデルでは、利用者はグループ基金に定期的に少額を積み立てることが義務付けられていた。基金はグループ内の判断によって利用可能であり、事業資金、マイクロクレジットの返済、家庭の急な入用や医療費、収穫前の消費等に活用されていた。また、より貧しいメンバーほど頻繁に基金を利用し、生活の安定を図っていたことが明らかにされている (坪井 2006a, 2006b; Todd 1996)²⁸⁾。

Dupas and Robinson (2009) のケニアにおける自営業者を対象とした調査では、個人口座を所有するグループと所有しないグループの経済効果を比較したところ、女性のみにも効果に差異がみられた。投資や消費は口座を所有するグループの方が高く、健康悪化により運転資金が減少もしくは収入が途切れる率は、口座を持たないグループの方が高いことが明らかにされた。またフィリピンでの調査では、積立貯蓄商品が、世帯における女性の意思決定権や消費行動に影響を与えていることが示された (Ashraf et al. 2010)。このように貯蓄の女性のエンパワーメントに対する効果もしだいに明らかにされている。

1.4 マイクロ保険の効果

バングラデシュのマイクロファイナンス機関は、1990年代から保険も提供するようになり、650万人がカバーされ(Roth et al. 2007: 19)、生命、融資、健康、災害、家畜、資産保険等さまざまな保険が提供されている(ILO-STEP et al. 2003)。

生命および融資保険は、マイクロクレジット利用者の死亡時に保険金が支払われ、債務残高が清算される²⁹⁾。保険金から返済未払い分を差し引いた金額、もしくは債務残高免除のうえ一定額が支払われる。死亡保障の対象には、融資利用者のみでなく配偶者等、家族も含まれる保障契約もある。保険料は、融資借入時に差し引かれるものや定期的に少額を支払う方式がある(ILO-STEP et al. 2003)。

健康保険は必要性の高さが指摘されている。貧困層が直面するリスクは健康問題が上位にあげられ³⁰⁾、途上国では医療費の自己負担割合が高く(Karlan and Morduch 2009: 4769; ILO 2010: 267–268)、高額医療費が家計を逼迫させ、貧困を悪化させる原因のひとつとなっている(Werner 2009: 568–569)。このため、生命保険よりも質のよいヘルスケアが必要であるとMamun(2007)は指摘している。途上国では、公的保険は十分整備されておらず、定期的な収入を持たない人びとは民間企業の保険へ加入することも難しいことから、マイクロファイナンス機関は健康保険の担い手として注目されている(Annycke 2009: 15–16)。

しかし、保健・医療サービスを提供する設備・人材の確保(Leatherman et al. 2010: 7)やコスト採算性(Werner 2009: 566; Ahmed et al. 2005: 47–49)等マイクロファイナンス機関の抱える問題に加えて、低い加入率と継続率、高い保険請求率(高野 2010: 4)等、多くの課題があり普及が進んでいない³¹⁾。

健康保険は、融資に付随した強制的なものと保険カードを購入する任意のタイプに分けられる³²⁾。マイクロファイナンス機関が運営もしくは提携する医療機関の利用割引、または医療費の一部補填を受けられる。サービスや保障内容の範囲を限定することにより、低所得者層にも手が届く料金で健康保険提供を可能にしたといわれている(Werner 2009: 566)。加入者の家族もカバーされるケースがほとんどである。さらに、病気治療のための無利子の融資を行っている機関もある(ILO-STEP et al. 2003)。

マイクロ保険は、ILOや世界銀行等の国際機関においてもプログラムが実施され、需要や供給、市場動向に関する調査が行われている³³⁾。近年、健康保険の貧困緩和効果について報告されるようになった³⁴⁾。Werner(2009)は、医療サービスから排除されていた人びとの基本的な治療へのアクセスを可能にする効果は期待できるが、高額

医療費支出への対応は難しいと考察している。グラミン銀行のグループ機関が提供する健康保険の利用者と非利用者を比較調査した研究では、保険利用者の健康意識や医療機関を受診する機会の向上がみられる (Hamid et al. 2011)。さらに、保険利用と収入や資産、食料充足度にプラスの関係性がみられ、貧困緩和効果が明らかにされている (Hamid et al. 2010)。

以上、マイクロクレジット、貯蓄、保険の効果について述べた。マイクロクレジットについては、ポジティブ、ネガティブの両側面の効果があり、評価は賛否に分かれている。消費や資産の増加等、経済効果を生み出す一方で、最貧困層が排除される、もしくは多重債務におちいる危険性が指摘されている。女性のエンパワーメント効果についても、賛否が分かれている。貯蓄や保険の効果については、マイクロクレジットほどに調査・研究が十分に蓄積されていないが、利用者のニーズは高く、しだいにその貧困緩和や女性のエンパワーメント効果も明らかにされるようになった。

2 バングラデシュ R 市における青年開発局のマイクロクレジットの事例

前章ではマイクロファイナンスを提供する機関の多様性にふれた。本章では、筆者の調査をもとに、バングラデシュの政府機関が提供するマイクロクレジットの事例を5事例提示する。先行研究においてマイクロクレジットの貧困緩和や女性のエンパワーメント効果について賛否が展開されているのと同様に、これらの事例からもポジティブ、ネガティブ双方の異なる結果が生じる様子がみられる。

2.1 青年開発局のマイクロクレジット

バングラデシュの政府機関では13の省庁が貧困対策等の開発手法としてマイクロクレジットをプロジェクトに取り入れ、約1,550億タカ予算が投入されている (Nath 2004)。本節では、R県R市に所在する青年・スポーツ省、青年開発局のマイクロクレジットを利用した女性たちの事例を提示する。人口約75万人を有するR市は、バングラデシュ西部地域の経済・交通の要所であり、地方政府機関や高等教育機関が存在する。

青年開発局は、1980年代からグラミン・モデルになったグループ融資と自営業者を対象とした個人融資の2つのマイクロクレジット事業を青年層³⁵⁾に向けて提供

し、2008年3月までに約72万人に対して79億タカの融資を実施している³⁶⁾。バングラデシュでは若年層の失業率が高く、同局では就職や自営に向けてさまざまな訓練を実施している。本稿でとりあげる個人融資は、同局の職業訓練を受けて自営業者となった者が対象とされており、能力開発と融資によって貧困削減を目指す取り組みである。受講料は無料であるが、申し込みの際に一定の教育水準が必要とされる³⁷⁾。タイピング、秘書業務等の就職を促す訓練に加えて自営業者を育成する畜産、養殖、冷蔵機器整備、ドレスメーカー、染色等のコースがある(DYD 2007)。

個人融資利用に際しては、性別や収入を問われることはない。同局で職業訓練を受講した者で少なくとも中等教育初期(8学年)を修了していることが条件となる。手数料と呼ばれる金利は10%³⁸⁾で、マイクロファイナンス機関³⁹⁾や商業銀行よりも低い。しかし、担保もしくは保証人が必要となる。担保として本人または家族名義の土地が求められる。または、公務に就いている家族を保証人として融資を受けることができる。融資額は1万タカから5万タカで、融資を受けた4ヶ月後から2年かけて毎月返済を行う。返済滞納が続く猶予期間が過ぎると担保没収等の法的措置がとられる。融資借入や返済の手続きは利用者が青年開発局の事務所へ赴いて行う。

2.2 フィールドワーク概要

筆者は、2001年から約2年間、青年海外協力隊員としてR市の青年開発局の染色コースにおいて技術指導を行った。その間、訓練修了後に事業を始めた元受講生を対象に調査を実施し、「卒業生調査報告」⁴⁰⁾をまとめた。調査票を作成し、事業の内容や規模、経営状況等について聞き取り、学歴、訓練履歴、事業設立日、設立資金、現在資金、融資状況、従業員数、事業内容、設備、月収益、家庭環境について記録を行った。さらに、2007年6月および11月に各2週間、聞き取り調査を行った。以下に述べる事例は、主に卒業生調査報告および2007年のフィールドワークにおけるデータによるものである。

2.3 事例A～E

事例A

能力を高く評価され、順調に事業を展開していた女性の融資返済が滞り、生活状況が悪化した例がある。

Aの父親は建設業を営み、地元でも有名な資産家であった。しかし、父が亡くなると、会社や財産のほとんどは父方の親類に相続された。母親が家族から相続した土地

に父親が立てた家が残されたのみで、母親や幼い弟たちには収入がなかった。Aは高等教育への進学をあきらめ、刺しゅうや洋裁の注文を受けて家計を助けた。その後NGOに就職し、そこで勤務していた男性と結婚した。出産のために退職したが、家事と育児の傍ら自宅で注文を受けて仕事を始めた。

受注が増えたため、自分の生家に住み込んで作業をするようになり、夫がAの生家に通うようになった。その頃、木版プリントが流行し始め、受注アイテムを増やすために、青年開発局の染色コースを受講した。主席でコースを修了し、同局が遠隔地で行う染色や洋裁のトレーニングの講師を委託されることもあった。

Aはコースを終えた翌年に青年開発局のマイクロクレジットを利用した。融資額は2万5,000タカ、金利は16%、返済期間は2年間であった。融資のうち1万6,000タカは、夫の昇進に伴う保証金に充てられた⁴¹⁾。さらに、同時期に子どもが病気になり、治療のためにも費やされ、融資を事業に投資することはなかった。一方で、事業は順調に展開しており、その収益から毎月返済を行っていた。

しかし、夫の失業を機に状況が変化した。夫が勤めていたNGOが突然解散し、支払った保証金は返金されることはなかった。Aの事業利益は生活費に充てざるを得ず、マイクロクレジットの返済は滞った。しばらく滞納が続いた後、Aは担保である母親名義の家と土地を親類へ譲る約束をし、受け取った頭金で返済を行った。

その後、青年開発局で染色コースの職員の募集が行われた。技術および指導力において彼女以上の適任者はいないことは誰もが認めていたが、Aは採用されなかった。マイクロクレジットの返済滞納により同局からの信頼をなくしたため、Aは定職を得る機会も失った。

また、夫が失業したため、事業を拡大して利益を得て家計を支えなければならず、外出する機会も増えた。これに対して夫は、Aが外出先で男性と話をすることに異を唱え、口論となり別居に至った。その後、夫からの生活費、養育費の送金はない。Aは行動を制限する夫とは縁を戻すことをあきらめ、自分の母親や兄弟、娘を養うために積極的に事業拡大を進めることにした。外出時に夫が義務付けていたブルカ⁴²⁾も着用しなくなった。

さらにAは、土地と家を譲る約束をした親類へ交渉し、受け取った頭金を少しずつ返済することで、住居と事業所となっていた母親の家を手放さずにすむようにした。しかし、道路拡張工事の際に誤って家を取り壊された。事故による損害補償を求めて訴訟を起こすには、費用と時間がかかる。Aは訴訟をあきらめてやむなく借家へ移り住むことになった。

一方で、事業はAの高い能力と努力によって順調に続き、月の平均収益は5,000タカに増加した。しかし、夫からの定期的な収入および持家を失ったため、収益は生活費と家賃に消費され、事業に投資する余剰はない。何度か業者から大口注文の依頼があったが、資金がなく材料調達ができず、受注をあきらめざるを得なかった。以前にも増して忙しく働き、事業収入も増えているにもかかわらず生活は楽にならず、経済状況は厳しいままである。

事例B

Aの事例とは対照的に、職業訓練の成績が最下位であった生徒が、マイクロクレジットを利用して生活を豊かにしている例もある。

Bは幼いころに父親を亡くしており、父親の残した家に母親と兄弟姉妹らと住んでいる。母親はコーランの読み方を近所の子どもに教え、わずかな現金収入を得て、子どもたちを育てた。生活は苦しく、兄弟姉妹のなかには中等教育を修了した者はいない。Bは自宅でヤギやニワトリを飼育し、子ヤギや卵を販売して家計を助けていた。それらの収入は月1,500タカほどであった。姉や妹は洋裁が得意であったため、Bは自分も手に職をつけて共同で事業を始めたいと考え、青年開発局の染色コースを受講した。しかし、Bは勉強が得意でないうえに、手先も器用ではなかった。訓練における成績は、芳しくなかった。

Bは、コース修了後に青年開発局から2万タカ(金利16%、返済期間2年)のマイクロクレジットを受け、返済を終えた。さらに5万タカ(利息10%、返済期間2年)を借り入れて返済を続けている。これらの融資は、弟の商売に投資されている。弟は、近くの町から仕入れた食料をR市内の小売店に卸す商売を始め、毎月7,000タカほどの利益をあげている。一方で、Bは姉妹たちとの事業を開始し、自宅で洋裁、刺しゅう、染色等の注文を受け、さらに製作した衣服を市場で委託販売し、月に3,000タカ程度の収益を得ている。

Bは以前にNGOのマイクロクレジットを利用し、野菜の苗を購入して自宅の庭で栽培し、販売した経験がある。青年開発局の職業訓練修了後に、同局からより低い金利で融資を受けられることもコースを受講した理由のひとつとしてあげている。Bは自分たち姉妹の事業だけでは、十分に生活できるほど利益は得られないと考え、より利益が見込まれる弟の商売に融資を投資した。

弟の収入によって生活が安定したことで、姉妹らと安心して自分たちの事業に取り組むことができるようになったとBは語っている。Bは姉妹らとの事業を通じて「自

分が作ったものを街行くひとたちが着ている姿を見たい」という夢を叶えている。また弟は、中等教育の修了を目指して、商売の合間をぬって勉強を始めている。

事例 C

次に、家庭のなかで弱い立場にあった女性が事業を始め、マイクロクレジットを活用して事業を拡大し、家庭や社会からも認められる存在となった例を提示する。

Cは裕福な家庭に育ち、結婚後3人の娘を出産し、家事と子育てに専念していた。バングラデシュでは、肌の色が白い女性が好まれ、Cは自分の肌の色が黒いことに引け目を感じていた。また、女性は「男児を出産することで、自分の家族内での自分の地位を固めていく必要がある」（バングラデシュ女性子ども問題省1998:28）といわれており、Cは婚家からだけでなく生家からも、男児を持つためにさらに子どもを産むようにいわれ続けていた。結婚後は高等教育への進学もあきらめ、洋裁等いくつか習い事をしたものの、何かを成し遂げた経験はなく、自分に自信がなかった。夫は海軍を退役し、商売を始めるためにCの親類の事業で見習いとして働いていた。気が短い夫の顔色をいつもうかがいながら暮らしていた。

しかし、Cは子どもたちのために一念発起して、事業を始めることにした。将来娘たちも結婚して男児を持つことができなかった場合、自らの価値を見出すことができずに悩むのではないかと考えたからである。そこで、肌の色や子どもの性別によって存在価値を問われるのではなく、自営業者として成功して女性でも社会から認められることを子どもたちに証明してみせようとしたのである。

青年開発局の訓練に通い始めた当初は、夫に反対されて受講をあきらめかけたこともあった。しかし、初めて夫に意見を伝えて説得し、コースを終えて自宅で注文を受けて事業を始めた。同時に近所の女性を対象に、染色や洋裁、手工芸の教室も始めた。教室事業から多くの利益を生み出すと同時に、事業拡大に伴い必要となる人材も育てることとなった。Cは自身の経験から、女性たちが外出できる範囲が限られている状況に対応し、近所で技術を習得して自宅で作業ができる生産体制を確立した。それが事業を成功させた要因ともいえる。

Cの事業にかかわる近所の女性たちの人数は増えていった。自宅で受ける注文には限界があり、女性たちの仕事を確保するために事業拡大が必要となった。市場に製品を卸すと交渉力のない女性は買い叩かれてしまう可能性があり、委託販売では売上金を回収できないこともある。そこで、Cはメラ⁴³⁾に出店し、直接製品を販売することを考えた。そのためには、多くの製品を事前に製作しなければならず、材料を調達

するためにまとまった資金が必要となり、青年開発局のマイクロクレジットを利用した。3万5,000タカ(金利10%、返済期間2年)を借り、R市内のメラに出店した。そこで多くの商品を売り上げた。その売り上げをもとに、さらに首都で開催されたメラにも出店して多くの利益を得て、返済期間より前に返済を完了し、新たに5万タカ(金利10%、返済期間2年)の融資を受けた。

Cは青年開発局から優秀な自営業者として表彰された。それをきっかけに、商業銀行から女性を対象とした特別事業融資15万タカ(金利10%、無担保、1年後に一括返済)の申し出を受けた。融資金額が自分の事業に対して必要以上に多額であったため、Cは融資を断るつもりであったが、夫がCの事業名義を借りてこの融資を利用した。その後、さらにCは女性企業家を支援する団体からも表彰を受けた。その際にもニュースを見たいいくつかの銀行やNGOから融資の申し出があった。Cはメラ出店のためにNGOから6万タカ(金利14%)を借り、数ヶ月で返済を終えている⁴⁴⁾。

Cの事業のもとで、仕事を請け負う女性の数は100人ほどになり、繁忙期は250人を超えるようになった。夫の生家の近くにも支所を作って教室を開き、その地域の女性たちもCの事業によって収入を得るようになった。事業からは毎月1万タカほどの利益が得られる。

自信がなく、「自分は何もできない」と泣いてばかりいたCは、企業家となった。女性が「○○(長男の名前)のお母さん」と呼ばれる社会のなかで、Cの夫は、外で家族の話をする際には「私の妻はブティックを経営しているC(本人の名前)です」と紹介する。自宅を増築する際には、費用を夫婦で折半した。「夫婦で力を合わせて暮らしていると感じます」と夫は語り、自分の出身地域の女性たちを含め、多くの女性たちの収入創出に貢献している妻を誇りに感じている。以前、Cは夫に自分の意見を伝えたことさえなかったが、現在では家庭の重要事項はふたりで決めるようになった。今でも双方の親たちから、男児を持つようにいわれ続けているが、夫と話し合い、これ以上子どもを持たないことに決めている。

事例D

家族のマイクロクレジットの返済を肩代わりすることになった例もある。

バングラデシュでは、高等教育を修了しても就職が難しい事情から、Dは手に職を付けたいと考えて、カレッジに通学中に青年開発局のドレスメーキングと染色コースを受講した。一番の成績で両コースを修了し、妹と共同で仕事を始めた。学業の傍ら自宅で洋裁や染色の注文を受けて作業を行った。事業からは毎月1,000タカほどの利

益が得られた。

当時、青年開発局の染色コースは人手が足りず、コースを開催するのが困難な状況にあったので、Dはボランティアとして、青年開発局の業務も手伝っていた。数年間ボランティアとして活動した後に、Dは同局の職員として採用された。

就職してからは、妹が中心となり事業を展開し、青年開発局のマイクロクレジットを利用した。しかし、融資借入と同時に妹の結婚が決まり、融資のほとんどは結婚式の費用に充てられた。融資金額は3万5,000タカ（手数料10%、返済期間2年）であった。妹は結婚後、嫁ぎ先の環境から仕事を続けることが難しくなり、まもなくD自身も結婚し、事業に時間を割くことが難しくなり、事業収益はほとんどなくなった。マイクロクレジットは妹名義ではあるが、本人が返済できないため、公務員家族として保証人となっていたDの給与から返済が行われている。

事例 E

青年開発局のマイクロクレジット事業は、積極的に女性へ融資を提供して社会進出を促すことを目的のひとつとして掲げている。しかし、同局のマイクロクレジット担当職員でさえ、融資を利用する妻の行動を制限する例もあり、事業に伴う女性の外出に対して男性の抵抗がみられることがある。

Eは大学を卒業した後に青年開発局に勤める男性と結婚し、娘を出産した。Eは経済的に自立したいと願っており、子どもの教育のためにもさらに収入が必要であると考えていた。しかし夫は、自分の稼ぎから必要最低限の生活はできるとして、妻が働く必要はないと主張していた。一方で、使用人を雇って妻の家事を軽減できるほど贅沢ができる収入ではないことから、夫は掃除や子どもの世話等、家事の一部を手伝う努力を示していた。

Eは夫を説得し、青年開発局のドレスメーカーおよび染色のコースを受講した。その後、同局からマイクロクレジット2万5,000タカ（手数料16%、返済期間2年）の融資を受け、自宅であるEの生家の1階に店舗を構えた。店は新興住宅街にあり、市場からも近く、立地条件に恵まれていた。さらに、近所に住む青年開発局の訓練終了生たちと連携し、事業を順調に展開させ、返済も期限通りに済ませた。

しかし、外回りの営業や配達を担当していた近所の青年が事業から抜けたことに加えて、E自身も第2子を妊娠したことで店を閉め、事業を中断した。Eは、出産・子育てをしながら、事業を続けることを希望していたが、夫が難色を示した。Eの強い希望により、一度は事業を認めたものの、子育てや家事にかかる妻の時間が減ること

や、特に外出して家を空けることに対して大きな抵抗があった。Eの夫の業務のなかには、男女平等の啓蒙活動も含まれている。また、男性として家事を手伝う稀な存在でもある。しかし夫は、子どもが大きくなるまでは、妻は子育てに専念すべきであり、その後に事業は再開すればよいと述べている。Eは外回りを担当する仲間を見つけない限り、再開は難しいと話している。夫はEが外出することを厳しく制限しているからである。融資を活用し、訓練修了生らと連携して順調に事業を展開していたEであったが、事業に伴う外出に対する夫の抵抗から、事業を中断せざるを得なくなった。

以上、5つの事例を提示した。BやCの事例では、経済的な効果のみならず、事業を通じて自身の創造力を発揮したり、社会に認められたいという願いを叶え、自己実現も果たしている。特にCの事例では、家庭において発言権や意思決定権を獲得するエンパワーメント効果もみられる。一方で、同じ融資を利用したにもかかわらず、AやDの事例では、能力が高いと評価されていた女性たちが融資をうまく活用できず、逆に事業の状況を悪化させている。また、AやEの事例からは、事業に伴う女性の外出に対する男性家族の反発がみられ、より厳しい行動制限や生活状況の悪化が生じている。事例においても、マイクロクレジットの経済効果や女性のエンパワーメント効果は確かに認められる。しかし、それは万能薬ではなく、多重債務や女性の行動がより制限されるような逆効果が生じる可能性があることも事実である。

3 事例にみるマイクロクレジット利用効果を限定する要因

3.1 事例の考察枠組み ケイパビリティ

マイクロクレジットの貧困緩和および女性のエンパワーメントに対する議論では、ポジティブ、ネガティブ両側面が指摘されている。それらの議論では、どちらかの側面に焦点をあてて、マイクロクレジットに対する評価を行う傾向がある。量的調査により経済効果を肯定的に捉える研究では、消費や資産の増加した利用者の割合や数値の平均の上昇率から経済効果を評価しているが、そこでは、変化や効果のみられないケースやネガティブな側面が捨象されてしまう。また、ネガティブな結果のみからマイクロクレジット自体を否定的に捉えると、ポジティブな側面の研究や事例の蓄積を無視することになり、前向きな議論とはいえない。

これに対して筆者は、そのポジティブな研究の蓄積を鑑みつつ、ネガティブな側面

を生み出す要因を明らかにし、マイクロクレジットの改善に向けた考察を行うことが有益であると考え。そこで本稿では、アマルティア・センの「ケイパビリティ」を分析枠組みとして採用し、融資を利用した女性たちの個々の事例からその効果を限定する要因について論じる。

ケイパビリティとは、人が価値あると考える状態や行為である「機能」の集合によって人の「豊かさ」を問うものであり、「生き方を選びうる自由度」、「その生き方の選択肢の広がり具合」であるといえる（穂坂 2008: 6-7）。実際に選択された機能のみでなく、財やサービスを利用して機能を達成する可能性をどれだけ多く選択肢として持ち合わせているかが問われる（Sen 2004）。そこでは、財は手段のひとつに過ぎず、ケイパビリティの拡大を考える上で重視されるのは、その手段を実際に利用し、望む状態を達成する機会である。同じ手段を持ちながら、人びとの間で与えられる機能を達成する機会が異なる可能性に注目し、「手段と実際の機会との関係を限定する要因」を考慮することが重要となる（セン 2006: 151-152）。

先行研究および事例においては、マイクロクレジットが異なる効果を生み出す点に注目してきた。ポジティブな効果としてあげられている「融資を利用して資産を増やす」「事業を起こして収入を得る」「高利貸しへの依存からの脱却」等の経済効果、「発言権や決定権を得られるようになる」「社会から認められる存在となる」等の女性のエンパワーメント効果は、それぞれの利用者にとって価値があるとされる行為や状態であり、機能と捉えることができる。ポジティブな効果の出現は、それらの機能を達成する機会の増加であり、ケイパビリティの拡大に貢献するといえる。一方で、「多重債務により経済状況が悪化する」「返済をめぐる家庭内で女性が暴力を受ける」「男性からの反発により、女性が制裁をうける」等のネガティブな効果は、逆にケイパビリティの縮小を招いている。マイクロクレジット利用者のケイパビリティの拡大に向けて検討を行うためには、まず、これらのネガティブな効果を生み出す要因に注目する必要がある。

先行研究において、多重債務を引き起こす原因として、返済開始時期があげられている。これは、融資利用を限定する要因のひとつであるといえる。この返済にかかわるルール等、融資プログラム設計は財の特性であり、融資という財を手段として利用する際に影響を与え、手段の利用を限定することもあれば、逆に機能の達成機会を促すこともあるだろう。マイクロクレジットを提供する機関は多様化しており、融資のプログラム設計は提供する機関によって異なる。本章では、事例でとりあげた青年開発局のプログラムについて考察を行う。

さらに、融資利用に影響を与える社会的な要因について考察する。センは、ケイパビリティを示す数式のなかに、財の特性を機能に交換する「利用関数」を提示している(セン 1988: 23-26)。正当な権利として人が持っている利用可能な財やサービスを利用関数にかけあわせることで、その人にとって価値のある生き方(機能)に変換することが可能となる。このため、機能は財の有無や所有量のみならず、財の利用可能性を示す利用関数によっても影響を受ける。財を所有していても、それを機能に変換するための利用関数が低ければ、それだけ財を機能に変換できる度合いが低くなり、利用関数がゼロ(利用不可能な状態)であれば、その人が望むある生き方・あり方を実現することはできない。利用関数決定に際しては、個人的能力に加えて、その人が置かれている「物的環境、社会状況、人権の保障体制、政策動向など多くの社会的要素」が大きくかかわっている(穂坂 2008: 6-7)。例えば、ある人が自転車に乗って移動する行為を達成する場合、自転車を所有していても、操作できなければ行為を達成できない。また、道路のインフラ整備や安全に乗るための交通のルールといった環境整備も必要である。さらに、性別や階級によって自転車利用を制限される可能性もある。ヌスバウムは、「社会的文脈」が、豊かな生活を求める人びとの努力に対して障害となることがあり、人が置かれたそれぞれの状況を考慮する必要があると述べている(ヌスバウム 2005: 82-83)。

このように、利用関数は社会的な要素によって影響されるため、同じ手段を有しても、異なる環境下で各々の機能を達成する状況は異なる。家庭や地域性、国の政策や法規制、地理的条件等、ミクロからマクロレベルまで、さまざまな社会的要素が影響を及ぼすと考えられる。事例をもとに、本章では女性の行動範囲の制限およびリスクに対する脆弱性について述べる。

ケイパビリティに対しては、個人の豊かさを示すが、個人間比較が難しい概念であり(野上 2007: 35; 穂坂 2008: 7)、評価を測定する方法が提示されておらず実用に乏しい点が指摘されている(小笠原 2008: 175-176)。本稿の目的は、融資利用の効果を数値化して評価をするものではない。マイクロクレジットに関する個々の事例から、財の利用を限定する要因を明らかにし、ケイパビリティの拡大に向けて検討を行う。融資利用の限定要因については、個人に起因するものもあるが、本稿では、利用者全体にかかわる融資のプログラム設計や社会的な要因をとりあげることで、多くの利用者のケイパビリティ拡大に向けた検討が可能になると考える。

3.2 マイクロクレジットのプログラム設計

融資を財として捉えた場合、融資のプログラム設計は財の特性ともいえる。事例でとりあげた青年開発局の自営業者への個人融資は、多くの国や地域で普及しているグラミン・モデル（無担保、少額融資、グループ貸付）とはプログラム設計が大きく異なる。ここでは、プログラム設計が融資利用にどのような影響を与え、効果を限定する要因になり得るか考察を行う。

3.2.1 担保と返済方法の柔軟性

青年開発局の個人融資は担保を有する。このため、担保である土地を持たない者は、融資を受けることができない。返済が滞ると最終的に法的措置として、担保が没収されることになるが、実際に没収されるケースは少ない。最大5万タカの融資額に対して担保の価値がはるかに高いためである。「融資返済が完了しない限り、土地は担保として押さえられているので売却もできない。利用者は何とかして返済を完了する」と青年開発局の担当職員は語っている。Aの場合、担保が没収される期限間近に、担保である土地と家屋を親類へ売却する約束をし、その頭金を返済に充てた。マイクロクレジットは多くの場合、無担保で融資が提供されている。グラミン銀行では、返済が滞った場合でも法の強制力に訴えることはない。さらに、新たなプログラム設計のもとでは、返済困難となった場合、返済期間や金額等の返済方法の変更が可能となっている。

青年開発局のマイクロクレジットは、担保が必要であり、返済が困難となった場合でも返済方法を変更することもできない。Aの事例のように、事業の利益による返済が難しい場合、担保の没収を避けるために利用者は他の機関やインフォーマル金融からの借入によって返済を行う可能性があり、無担保の融資と比べて多重債務へおちいる危険性は高いと考えられる。

3.2.2 融資額と利用者ニーズ 融資の用途

マイクロクレジットは小規模の融資を意味するが、融資額の決定方法は、融資を提供する機関によって異なる。青年開発局の融資額は、1万タカから5万タカと定められている。同局の融資は、職業訓練を受け自営業者となった若者を支援することが目的である。その職業訓練は、染色、ドレスメーキング、養殖、家禽・畜産飼育等さまざまな業種にわたり、投資に必要な金額は業種によって大きく異なる。しかし、どの

職業訓練修了生に対しても融資額は定められた範囲で決められる⁴⁵⁾。養殖事業では土地の確保や設備への多額の費用を必要とするが、染色やドレスメイキングの技術をいかして業務を行う場合、少ない投資で起業ができることが長所であるといえる。もともと経済力のない女性たちは、自宅で小規模な事業を始めるケースが多い。数千タカで染色に必要な道具は揃えることができ、ミシンは1台5,000タカほどで購入できる。また、事業の初期段階では、客が持ち込んだ布を縫製・染色加工し、商品引き渡しの際に作業賃を受けとる方式によって、コストを抑えて商品の在庫を抱える問題も避ける戦略がとられている。

順調に事業を進めていたにもかかわらず、返済が困難となったAおよびDの事業においても、客が材料を持ち込む上述の方式をとっており、道具もすでに揃っていたため、多額の融資を必要としていたとは考えにくい。実際にAは、返済に十分な利益を事業収益から得ていたため、家族の入用や医療費に融資を費やし、事業へ投資を行っていない。Dは妹との共同事業への投資目的で融資を受けたが、妹の結婚資金として消費してしまった。

これらの事例では、世帯においてまとまった資金が必要となった際に、利用者の事業収益や家族の定期収入から返済を見込み、マイクロクレジットによる融資が世帯の入用等によって消費されている。事業投資に必要な以上の多額の融資が行われると、融資は事業に投資されず、他の用途に使われ消費される可能性が高くなる。その場合、想定外の出来事が起き、返済のために見込んでいた他の収入源が断たれると、返済困難におちいりやすい。適切な融資額が十分に検討されず、事業投資に必要な金額を超えた多額の融資は、逆に融資の利用効果を妨げる要因となっていると考えられる。

3.2.3 返済開始時期および利用者と職員の関係性

以上、青年開発局の融資プログラム設計の問題点をあげたが、同プログラムは短所ばかりではない。多重債務を生み出す原因として指摘されている、借入後数週間以内に始まる返済時期に対して、青年開発局の個人融資では、借入後4ヶ月目から返済が始まり、融資を投資して利益が得られるまでの期間が設けられている。

メラに出店して成功をおさめているCは、その準備のために材料費や人件費への投資を2ヶ月以上前から始める。メラは数週間から1ヶ月ほど続き、投資を行ってから売り上げを回収するまでには数ヶ月かかる。このため、投資した資金が回収できる時期および返済が始まる時期と期間を適確に判断し、入念に計画を立てて融資を利用している。Cは、数週間以内に返済が開始される方式であったら、融資を利用するこ

とはできなかったであろうと語っている。

このように、借入から返済開始までの期間が設けられていることは、投資を回収することを可能にし、借り手にとってはより融資を利用しやすい仕組みといえる。しかし、青年開発局では、その期間に利用者の事業状況を把握するモニタリング機能が十分に働いていない。マイクロクレジット担当職員は毎月数回定期的に利用者を訪ねることが義務付けられているが、人手不足のために返済が遅れた利用者への訪問が優先され、滞りなく返済を続けている者の事業への訪問はほとんど行われていない。

これに対して、グラミン・モデルでは、返済開始まで投資を回収する十分な期間がない一方で、貸し手側が融資実施後、定期的に利用者の状況を確認することができる。グラミン銀行の行員は、貧しい人びとに共感し、協力して問題を解決しながら仕事を進める使命感が求められおり（水口 2003: 81-83）、貸し手側が借り手の状況を把握して、早期に問題解決に取り組む体制作りが行われている。

青年開発局のマイクロクレジットでは、投資を回収する期間があるにもかかわらず、返済率がグラミン銀行に比べて低い。その理由のひとつに、この期間における青年開発局の利用者に対する状況把握や協力体制が十分機能していないことがあげられる。それが問題発生時の対策を遅らせ、返済困難におちいる可能性を高める要因になり得るとも考えられる。

3.3 社会的文脈における障害

以上、融資のプログラム設計における融資利用を限定する要因について述べた。青年開発局のプログラム設計はベストであるとはいえないが、低い利率や投資を回収するまでの期間等の有利な条件もあり、融資を利用して成功を収めている女性たちも存在する。プログラムの設計に加えて、融資利用を限定する要因として、ヌスバウム（2005）が指摘している「社会的文脈における障害」についても注目する必要があるといえよう。

3.3.1 女性の行動範囲の制限

先行研究では、女性のエンパワーメント効果が、逆に女性に対してネガティブな状況を引き起こす可能性が指摘されている。その要因のひとつに、女性が宗教やジェンダー規範から逸脱することへの反発があげられている。そこでは、本人の努力にもかかわらず、「社会的文脈」が大きな障害となり、女性が事業を行うことが限定され、マイクロクレジットの利用が制限されているといえよう。ここでは、女性の行動範囲制

限による影響を考察する。

Aの事例では、事業拡大のために外出が増えたことをきっかけに夫と不仲になり、別居に至っている。青年開発局の職員として、ジェンダーの平等を青年層に説き、マイクロクレジットを通じて女性の社会進出を促しているEの夫でさえ、妻が外出することへ抵抗を示している。これらの事例のように自宅で事業を行うことには理解を示しても、妻の外出に抵抗感を示す夫は多い。女性隔離の規範によって、女性は家のなかで仕事を担う役割を持ち、規範を遵守しているかによって社会的地位が問われることもある(村山2003)。また、ムスリム女性は家族以外の男性の目にさらされるのは、宗教の教えに反するという理由によって外出を控える例もある。さらに、外出する女性が増えたことと、女性に対する暴力事件の増加の関係性が指摘されており(村山2003: 232)、安全性への懸念から、女性の外出を制限する傾向もある。

限定される女性の行動内容や範囲は個々の家庭によって異なるが、その範囲を超えると、男性家族から強い反発が起きることがある。Aは結婚前から作業を行っており、自宅で女性客から注文を受けて仕事をするのは、夫の許容範囲であったといえる。しかし夫は、自分の失業が原因とはいえ、事業拡大のためにAが外出して男性と話すことは許せないとして、別居して家族の扶養を放棄する強い反応を示した。夫からの定期的な収入がなくなり、Aは家族を養うために事業収益を生活費に充てざるを得ず、青年開発局のマイクロクレジットの返済が困難となった。

Eの夫は、家庭内でジェンダーの役割を超えて積極的に家事を手伝う一方で、Eが事業を始めることには難色を示した。一度は不承不承許したものの、事業のためにEが外出する機会が増えたことで、事業継続を反対するようになった。Eの事業は、家事や子育てを優先し、しかも外出を伴わない範囲に限定されていた。外出は行動規範を逸脱するとして、融資を利用して順調に展開していた事業は中断に追い込まれた。

女性の行動範囲が制限されることは、事業の拡大が制限されることとなり、マイクロクレジットの利用を限定する要因となり得る。男性家族は、ある程度女性の事業を容認することがあるが、その許容範囲を超えた場合、強い反発が生じて女性の行動が以前よりも増して厳しく制限されたり、事業や生活状況が悪化する結果を招く可能性がある。

3.3.2 リスクに対する脆弱性と社会保障制度の不備

マイクロクレジットの利用を限定する要因として、病気や事故、失業、災害等のリスクがあげられる。生活の状況を悪化させるこれらの事態は予測が困難であり、発生

した場合避けがたく、本人の能力や努力では解決できない問題である。技術力が高く評価され、事業を順調に展開していたAは、融資を家庭の入用と医療費に費やした。夫の失業をきっかけに返済が困難となり、親類によるインフォーマルな金融を利用して返済を行う結果となった。さらに夫との別居、事故による住居損失の影響で生活状況が悪化した。

生産活動へ投資し、成功したように見えるBとCの事例においても、世帯の稼ぎ手の失業や家族の病気、事故による資産の損失等の事態が生じた場合、生産活動へ向けられていた投資は、消費や医療費に向けざるを得なくなると考えられる。Bの場合もともと生活に余裕はなく、病気やけがに対する備えもなかった。Cは夫の収入で家計をまかなっていたので、自分の事業に青年開発局の融資を投資することができた。さらに夫はCの事業名義で銀行から多額の融資を受けており、夫の事業が失敗したり、家族が大病を患うことがあれば、自身の事業をこれほど成功させることはできなかったであろう。成功したようにみえるBとCも、Aと同じリスクを抱えていたといえる。これらの結果の相違は、状況が悪化するきっかけとなる事態の発生の有無によるといっても過言ではない。

Todd (1996) は、グラミン銀行から長年融資を利用し続けているにもかかわらず貧困から抜け出せない世帯について考察を行い、その原因のひとつに稼ぎ手である男性の健康状態が慢性的に悪いことをあげている。融資は世帯の急な出費や医療費に費やされ、投資が利益を生み出す前に資金が不足し、さらなる融資が必要となると述べている (Todd 1996: 220-221)。また、マイクロクレジットは、容易に金融にアクセスできるようになった半面、利用者の病気やけが、事業の失敗等の事態によって返済不能になるリスクを高める側面があると指摘されている (雨森 2008: 143)。生活の基盤が弱く、貯蓄する経済的余裕もない人びとは、これらの事態により大きく影響される。Aの事例からもわかるように、その影響を受けると悪循環におちいり、抜け出すのは難しい。人びとが抱えているリスクに対する脆弱性は、マイクロクレジットを利用する可能性を制限している要因といえよう。

さらに、バングラデシュには社会保障制度が十分に整備されておれず、それが脆弱性をより高める要因ともなっている。例えば、Aの事例において雇用保険が整備されていれば、夫が職を失ったとしても生活費を失業給付金で補うことができ、また、健康保険があれば、子どもの病気に対する出費もある程度は抑えられたであろう。これらの制度があれば、融資や事業利益を生産活動へ投資し、事業を拡大させながら、返済を行うことは可能であったと考えられる。

「この国には暮らしを守る何の保障もない」、バングラデシュの人びとは政府への不満を頻繁に口にしている。しかし、まったく社会保障制度がないわけではない。年金制度や労働者を守る法律は整備されてきた。老齢年金は、公務員と低所得者を対象として政府の財源負担で支給されている。2006年に統一された労働法⁴⁶⁾では、一定規模以上の企業の雇用主は、疾病、出産、医療支援、労働災害、労働災害遺族に対して給付金支給の義務を負っている(SSA 2009: 51-52)。しかし、労働者の80%を占めるといわれているインフォーマルセクターにおける労働者や自営業者らは対象外となっており、法律は十分に整備されているとはいえない(Faruque 2010)。

政府はさらに、貧困層や女性、障害者、高齢者を対象に福祉プログラムをさまざまな機関において実施し、現金や食料支給、職業訓練、融資等を提供している。しかし、これらの取り組みは、国家の社会保障政策として統合されておらず、地域による差異があり、都市部の貧困層への支援対策が進んでいない⁴⁷⁾。また、財源をドナーに依存している点や政権交代毎に政策が変更される状況等から持続性にも問題があると指摘されている(国際協力銀行 2007: 33-37)。

このように、社会保障制度の不備が、融資利用者の病気やけが等のリスクに対する脆弱性をより高め、融資利用を限定する社会的要因になっているといえる。

以上、マイクロクレジットのポジティブな効果を機能と捉え、融資を手段として利用し、機能を達成する機会を限定する要因について述べた。プログラム設計は融資へのアクセスや返済に大きく影響を与える。また、女性の行動範囲の制限によって事業拡大が限定されることがある。さらに、マイクロクレジットの利用者のリスクに対する脆弱性は高く、社会保障制度も不十分なため、病気やけが等の生活状況を悪化させる事態が生じた場合、大きな影響を受ける。以下では、これらの融資利用を限定する要因に対してケイパビリティ拡大に向けた検討を行う。

4 マイクロクレジット利用者のケイパビリティ拡大に向けた検討

4.1 ケイパビリティ拡大へ向けたアプローチ

セン(2003; 2006)は、ケイパビリティ拡大を目指す方法として2つアプローチ⁴⁸⁾を示している。人の可能性を制限・束縛する障害を取り除くことで能力開花や機会拡大を促し、ケイパビリティ拡大を目指すアプローチおよび、人びとがくらしのなかで

被るリスクに焦点を当て、それに対処できるように保護と能力強化を図ることで安心と安全を拡大するアプローチである。ケイパビリティを表す数式では、財に利用関数をかけあわせて機能が達成される。前者のアプローチは財を増加させるのみでなく、障害を取り除いて財の利用を促進する働きかけにより、利用関数を上昇させることでケイパビリティを拡大する、プラス要因の最大化を目指すアプローチといえる。後者は、状況の悪化により財の利用が困難になる可能性に対処することで、利用関数の低下を防ぎ、マイナス要因の最小化を図ることで機能の達成に貢献し、ケイパビリティの拡大を目指すアプローチといえよう。

ここでは、前者のアプローチにもとづいて、融資利用を限定する要因となっているプログラム設計の問題点や女性の行動範囲の制限を克服することで、機能を達成する機会の拡大に向けた検討を行う。さらに、後者のアプローチとして、リスクに対する脆弱性を補う貯蓄や保険を含めたより包括的な小規模金融であるマイクロファイナンスの可能性について検討する。

4.2 融資プログラム設計の改善

プログラム設計は、利用者が融資を受ける機会や返済を行う際に大きな影響を与える。ネガティブな効果を生み出した事例からは、返済困難を招いた原因のひとつとして、融資が家庭の入用によって消費されたことがあげられている。Cの事例からもわかるように、返済能力があると認められると、マイクロファイナンス機関や銀行等からより多額の融資を持ちかけられるようになる。Bの事例のようにあえて必要以上に多額の融資を受けて、家族の事業へ投資して成功した例もあるが、AやDのように家計の入用へ消費されることもある。利用者のニーズと返済能力に応じた融資金額の設定を行い、必要以上の貸し付けを避けることで、事業投資以外へ用途の転用を防ぐことができるであろう。

一方で、突然の病気や事故に見舞われたり、収入が得られない時期に消費を目的とした借金が必要となることも事実である。その際、高利な貸金業者からの借入を避けるために、自己雇用を目的としたマイクロクレジットとは別に特別なプログラム設計による融資も必要であろう。実際に、医療費のために無利子で融資を提供し、返済時期や期間に対して柔軟に対応している機関もある。また、農閑期の土地なし日雇い農業労働者たちに対して、消費を目的とし、返済開始時期等を配慮した低利子の融資⁴⁹⁾も提供されている。

さらに、返済の途中でリスクに見舞われることも考えられる。順調に返済を続けて

いたAは、夫の失業を機に返済が困難となり、親類からのインフォーマルな借入により返済をせざるを得なくなった。青年開発局のプログラムでは、返済期間を変更することはできず、担保を没収されてしまうからである。多重債務を防ぐには、リスクが発生した場合に、返済金額や期間等の返済方法を柔軟に変更できる仕組みも必要である。また、Cの事例からもわかるように、事業利益から返済を行うためには、投資を回収するために十分な期間が必要である。マイクロファイナンス機関は、その期間を確保しつつ、利用者の状況を把握するモニタリング制度を確立し、問題発生時に協力できる体制を整えることも必要であろう。

以上、事例をもとに、融資利用を限定する要因に対して、プログラム設計上の改善策について述べた。本稿でとりあげた青年開発局のプログラムは、多くの地域で普及しているグラミン・モデルと異なる点が多い。マイクロクレジットを提供する機関は多様化しており、それぞれの機関がさまざまなプログラム設計を用いて融資を提供している。多様な選択肢は利用者の選択の幅を広げると捉えることもできるが、利用者の立場に立ったプログラム設計でなければ、無理な貸し付けや回収を招きかねない。

利用者の多くを占める女性のケイパビリティ拡大を考えるうえで重要となるのが、ヌスバウム(2005)が主張する「ひとりひとりのケイパビリティの原理」である。これは、ひとりひとりを開発の手段として捉えるのではなく、開発の目的とする考えにもとづいている(池本2006:69)。ひとりひとりの利用者が融資を利用して何ができるのか、どのような状態になり得るかが問われる。そこでは、マイクロクレジットは、利用者のケイパビリティ拡大という目的のために手段として位置づけられるべきである。しかし、目的であったはずの女性が手段化して利用される危険性があると池本(2006)は指摘している。地域開発や経済成長がマイクロクレジットの目的として導入されるようになると、その経済効率性や返済率が成功の指標として注目されるようになる。高い返済率を保つために女性が利用者としてターゲットにされる文脈では、女性が返済率のために手段化される危険性が生じる。

利用者であるひとりひとりの女性のケイパビリティ拡大が開発の目的とされ、マイクロクレジットがその手段として位置づけられていれば、マイクロファイナンス機関は利用者によりよいサービスを提供するために融資プログラムの改善を行うと考えられる。しかし、高い返済率を保つために女性がその手段とされると、マイクロファイナンス機関の持続性と利益確保のためにコスト削減が優先され、サービスの低下や無理な貸付を招き、多重債務という形になって、そのしわ寄せが女性へ押しつけられることになる。実際に先行研究では、マイクロファイナンス機関間の生存競争の激化が

より貧しい利用者へネガティブな影響を与えている状況が指摘されている。

一方、一部のマイクロファイナンス機関では、その競争に打ち勝つために利用者の立場に立って、プログラム設計を変更してきた例もある。グラミン・モデルを生み出したグラミン銀行は、1990年代後半に加入者伸び率や返済率が低下した。この問題に対して、新たなプログラム設計を打ち出し、返済に対するグループ内の連帯責任制を廃止した。連帯責任制によって高い返済率が保たれているといわれていたが⁵⁰⁾、メンバー脱会によって他メンバーが新たな融資を受けられなくなることや、返済能力が低いとみなされる者が排除される可能性があるといわれていた（ラーマン他2010）。女性のエンパワーメントに有効であるといわれ、連帯感や情報共有を生み出すグループ制度は残し、返済が困難となったメンバーは、債務をフレキシブルローンへ切り替えて返済期間や金額を変更できるようになった。さらに、物乞いに対するプログラムを提供し、利用者の都合に合わせて返済できる無利子の融資を提供している（松井・坪井2005: 19-20）。これらの取り組みは、無理な取り立てや多重債務を防ぎ、マイクロクレジットから排除されていた人びとを包摂し、人びとの可能性を広げる取り組みとして評価できよう。利用者を高返済率保持のための手段としてみなすのではなく、その立場に立ち、融資を利用しやすいように、プログラム設計を再構築したといえる。

実際に、この新たなプログラム設計を採用することで、グラミン銀行は利用者の数を伸ばし、返済率を高い水準に回復させた。利用者のために融資プログラム設計を構築することで、マイクロファイナンス機関側も競争力を高めることができるといえる。このような取り組みに対して、青年開発局のマイクロクレジットのプログラムは、利用者の立場に立って設計されているとはいえない部分もある。利率は低いが、担保を必要とし、返済が困難な状況下でも返済方法の変更は不可能であり、期限に担保が没収される厳しい条件は、貸し手側の都合であるといえる。

すべてのマイクロファイナンス機関が利用者のために融資プログラム設計を再考するとは限らないため、法的な規制も必要であろう。バングラデシュでは2006年に法整備が行われ、MRAがマイクロクレジットを運営するNGOにライセンスを与え、監視・監督を行い、利率の上限を定め、融資の実施や運営方法等のガイドラインを提供するようになった。このようなプログラム設計におけるルールづくりや規制、マイクロファイナンス機関に対する監視体制によって、融資利用を限定する要因を減らすこともできると考えられる。

4.3 伝統的な行動規範に対する新たな規範の構築

本稿では、融資を利用して事業を拡大するうえで影響を与えることから女性の行動範囲をとりあげているが、伝統や宗教の規範を否定して、全ての女性が外で仕事をすべきであると価値判断を行っているわけではない。ケイバビリティを構成する機能は、本人が価値あると考える行為や状態であり、その価値判断は本人が行うものである。女性が自宅内の作業を望む場合、その意思に沿って財やその利用方法が選択されるべきである。一方で、ケイバビリティの拡大は、機能を達成する可能性の選択肢の広がりであり、選択されなかった潜在的な選択肢も含まれる (Sen 2004: 334)。このため、外出を望まない女性にとっても、本人の価値観の変化や事業拡大に伴って、外出が必要になった場合に、外出して機能を達成する可能性があることは、より広い選択肢を有しているといえ、ケイバビリティ拡大につながると考えられる。

事例の考察では、女性たちは制限された範囲内で事業を展開しており、許容範囲を超えたとして男性家族の反発が生じた場合、行動がより厳しく制限されたり、生活環境が悪化する状況を明らかにした。ここでは、これらの事例とは逆に、行動範囲を拡大した例をもとに、伝統的なジェンダー規範に対して新たに構築されつつある規範に注目し、その範囲拡大の可能性を検討する。

A および E の事例で考察したように、女性の行動範囲に対する確固たる許容範囲が存在する例がある一方、どこまでその範囲を容認すべきか、男性たちの判断が揺れ動く例もある。青年開発局の生徒のなかには、男性家族から反対を受けて訓練を断念したり、事業を始めることができない女性も多く、必要に応じて、青年開発局の訓練担当職員が家庭を訪問し、家族から話を聞く機会がある。その際、男性家族から「これからは女性も技術を身に付けて仕事をする時代だ」と、女性からの聞き取りとは相反する発言がされることがある。政府の重要政策として男女平等が掲げられ、多くの省庁や機関、メディアを利用して啓蒙活動が行われている。また、マイクロクレジットの普及によって事業を行う女性たちの存在も広く知られるようになった。さらに、近年の統計では、女性の就労人口の伸び率は男性の4倍となっており (BBS 2009b)、女性の社会進出が進んでいることも事実である。このような状況から、女性の行動を制限することは、政策や時代の流れに反する行為であると感じ取る男性も存在する。そのため、建前を保つために女性の行動範囲に対する男性の判断が揺れ、女性が事業を行うことに理解や協力的な態度を示すこともある。

このような態度変容から、男性家族は自身の価値観に加えて、世間体も考慮に入れ

て女性の行動範囲をどこまで許容するかを判断する場合があると考えられる。範囲を広げることで、宗教や伝統的規範から逸脱するとして親類や地域住民から批判される可能性がある一方で、制限を課すことは、政府の政策や時代の流れに逆らう行為として批判される可能性もある。このように二極化する世間体の中で判断に悩む男性らの姿が見受けられる。

Cの夫は、親族のなかに事業を行う女性の例がなかったため、妻が青年開発局の訓練を受けることを反対した。Cから相談を受けた同局の職員は、C宅訪問を申し出た。夫は、妻の行動を制限している自分の行為が同局から批判されるのではないかと心配する一方で、妻の行動を容認するには、今まで守られてきたジェンダー規範から自分の妻が外れることを親類へ説明せねばならず、判断に苦しんだ。そこでCは、訓練を受けて事業を始めれば収入が得られると夫を説得した。当時、夫は商売を始めるために見習いをしており、収入がわずかであったため、妻にも収入があればよいと考え、訓練受講を許可した。

このように、世間体に加えて、経済効果への期待も男性の判断に影響する要素となっている。Cの事例では、実際にその経済効果は自世帯のみでなく、夫の出身地域の女性たちの収入創出まで広がった。Cの事業はその地域に広く知れ渡り評価され、親類から非難されるのではないかと夫の懸念は払拭された。Cは外出時にブルカを着用し、肌や髪を見せないように一定の規範を守っており、商売のために男性と話をしても、宗教の教えに反することはないと夫は考えている。事業の成功とともに、経済効果や社会的評価を得ることで、夫の事業への理解が増して許容範囲も広がり、Cは首都で開催されたメラへの出店も果たしている。

家庭内で外出に対する理解を得た一方で、Cは近所の人目に配慮している。移動に際しては、安価で早く移動できる交通機関もあるが、男女が相乗りするため利用を避け、より時間と費用をかけてひとりで乗車できるリキシャ⁵¹⁾を利用する。日没以降の単独の移動は避け、やむを得ない場合には、大通りでリキシャから降りて自宅までの路地を静かに歩き、なるべく人目につかないように帰宅する。女性の外出に対する理解は、家庭によって異なり、他人の行動にまで意見や批判が及ぶこともある。行動規範を逸脱したとして、近隣住民から社会的評価を失うことや近所での噂や批判が家族や親類へ伝わることで拡大した行動範囲が制限される可能性をCは懸念している。

女性の行動範囲が限定されることは、マイクロクレジットの利用を限定する要因となっているが、常にその範囲が固定されているとは限らない。政策や経済成長、国内外からの支援、マイクロクレジットの普及等によって、女性を取り巻く環境は大きく

変化しているといえる。その変化のなかで、女性の行動範囲の許容に関する男性家族の判断は、政策や時代の流れ、経済的な効果への期待、親類や地域住民の反応、外出時の女性の安全性への考慮等に影響を受けている。女性のマイクロクレジット利用をきっかけに、宗教や伝統的なジェンダー規範に対して、個々の家庭における新たな行動規範の構築が模索されているといえよう。その構築過程のなかで、実際に得られた経済効果や社会的評価によって女性の行動範囲が広がることもあれば、許容範囲を超えたことで強い反発が生じ、揺り戻しによって範囲が狭まることもある。

先行研究においても、女性のエンパワーメント効果が評価される一方で、行動範囲の拡大によって宗教やジェンダー規範から逸脱することへの反発から女性に対する制裁や暴力が起きていると指摘され、マイクロクレジットの賛否が問われる傾向がある。これに対して本稿は、ポジティブな効果としてあげられている「発言権や決定権を得られるようになる状態」や「事業を行って収入を得る行為」等の効果を本人が価値あると状態・行為である機能と捉え、その機能の達成によって女性のケイパビリティ拡大を目指すという立場に立ち、マイクロクレジットはその手段であると位置づける。マイクロクレジット自体にエンパワーメント効果があるか否かではなく、それを手段として利用する場合、いかにこれらの機能を達成できるか検討することが有益であろう。したがって、女性の可能性を制限・束縛し、融資利用の障害となっている行動範囲制限を克服することは、ケイパビリティ拡大に向けたひとつの方途と考えられる。

しかし、この行動範囲の制限に対しては、一様にその障害を取り除くことが可能となる解決策はない。個々の女性を取り巻く社会的文脈は異なり、家庭における男性家族の反応もさまざまであり、環境や時の流れによって変化し得るものであるからである。また、家庭において伝統的な規範に対する新たな規範が構築されている過程であると述べたが、ただちに女性の行動範囲の制限が全てなくなるとは考えにくい。現時点では、新たな規範の構築過程において、いかにその範囲を広げることができるが焦点となるだろう。

そのためには、まず個々の女性が置かれている社会的環境や家庭の状況が行動範囲に与える影響を十分に把握する必要がある。そのうえで、本人の希望に沿いつつ、どこまでその許容範囲を広げられるか検討されるべきである。さらに、行動範囲拡大に伴って女性への暴力や抑圧が生じる場合、逆にケイパビリティが縮小することも懸念されるため、無理に許容範囲を超えることで発生する反発を防ぐ配慮も求められる。マイクロクレジットを提供する側から、男性家族を含めた地域の住民に対して、活動

について説明を行い、これらの人びとからも意見を聞く機会等を設けて反応を把握し、女性が事業を行うことへの理解や協力を促す働きかけが必要となる場合もあるだろう。行動範囲を広げる模索を続ける一方で、新たな規範の構築過程における地域住民や家族らの反応の変化に常に注意を払う必要がある。

4.4 マイクロファイナンスの可能性 リスクに対する脆弱性への対応

以上、融資利用者のケイパビリティ拡大に向けて、人の可能性を制限する要因を取り除き、能力開花および機会の拡大を目指すアプローチにもとづき、プログラム設計の改善と女性の行動範囲拡大の模索について述べた。ここでは、リスクに焦点を当て、安心と安全の拡大を図るもうひとつのアプローチをもとに、ケイパビリティの拡大を検討する。事例の考察においても、人びとのリスクに対する脆弱性が融資利用を制限する要因となっていることが明らかになっており、リスクへの備えや対応策は重要な課題であるといえる。青年開発局は、マイクロクレジットのみを提供しているが、融資に加えて貯蓄や保険を提供しているマイクロファイナンス機関もある。これらのリスクに対応する金融サービスに注目し、検討を行う。

4.4.1 マイクロファイナンスの発展とケイパビリティ拡大のアプローチ

マイクロクレジットは、貧しい人や女性は融資の対象にならないとされていた金融機関側の偏見をそうした人びとへの信頼によって克服し、貸し手側が人びとの地域へ赴くことで地理的な障害を取り除き、多くの人びとへ融資提供を可能にした。マイクロファイナンス機関は、人の可能性を制限する要因を取り除き、所得創出の機会拡大に貢献したといえる。さらに、貯蓄および保険のサービスの展開により、利用者へリスクに対応する手段も提供するようになった。このマイクロファイナンス発展の流れは、理論的にケイパビリティ拡大に向けた2つのアプローチである機会の拡大と安心・安全の拡大に対応しているといえる。

しかし実際には、誰のリスクに焦点が当てられてきたかという点に目を向けると、利用者のケイパビリティ拡大を目的としてマイクロファイナンスが発展されてきたとはいえない。貯蓄はマイクロファイナンス機関にとって主要な財源となっており、融資借入時に強制的に差し引かれる貯蓄は、利用者にとって費用の一部と受け止められ(Wright 2010: 30)、「事実上の預金担保」(鈴木他 2011)となっていると指摘されている。保険のなかでも主流な取り組みである生命保険および融資保険は、利用者の死亡時に債務残高が保険から相殺されるもので、融資を受ける際に加入が義務付けら

れているケースが多く (Werner 2009: 565-567), マイクロファイナンス機関のリスクを避けるための保険であるともいわれている (Enarsson et al. 2006: 134)。さらに, これらの保険においては, 説明が不十分なために加入や保障内容を理解していない利用者が存在することが報告されている (Enarsson et al. 2006: 115)。このように, サービスが供給側から一方的に提供され (Cohen and Sebstad 2005: 469), 保険料は実質, 融資の手数料と化しているとの指摘もある (Banthia et al. 2009: 21)。MRA は, 25% から 33% であるマイクロクレジットの利率は, 強制的に融資額から差し引かれる貯蓄や保険料を含めると実質 28% から 70% 程度の利率になると報告している (MRA 2010: 8)。

このような文脈においては, 本来目的とされるべき利用者のケイパビリティ拡大ではなく, マイクロファイナンス機関の生き残りが目的化されていないだろうか。そこでは, 利用者は手段とされ, 機関は利用者から強制貯蓄を通じて担保を獲得し, さらに, 利用者死亡による貸倒を防ぐために生命保険を掛けることで安全を確保し, その目的を達成しているとも捉えられる。利用者ひとりひとりのケイパビリティ拡大を目的として, 安心・安全の拡大を図るためには, 利用者の立場に立った改善が必要であろう。以下, 実際に改善が行われている例をもとに, 融資利用者のケイパビリティ拡大に向けた貯蓄や保険の検討を行う。

4.4.2 マイクロ貯蓄の発展 サービスの改善と多様化

マイクロファイナンス初期における貯蓄やグループ基金は, 返済を完了して退会するまで引き出せない, グループの同意なしには利用できない等, 個人の都合に合わせて自由に利用することが困難であった。このような自由度が低い貯蓄では, 急な出費に対応して消費の平準化を図り, リスクによる影響を軽減する効果は期待できない。

近年では, 利用者のニーズにより, 貯蓄サービス改善がマイクロファイナンス機関の競争力を高めるようになり, 多様な商品が提供されるようになった。個人口座や長期の積立貯蓄も提供されるようになった⁵²⁾。個人口座は預入が義務付けられ, ある程度引出が制限されてはいるが, 以前の貯蓄制度に比べて容易に引出が可能となった。そのため, 利用者たちは, 義務付けられている預入に加えて「より多額な資金を保管するために口座を利用するようになった」(Rutherford 2010: 39) と報告されている。引出の自由度が高いほど, リスク発生時の対処が容易となる。また, 長期積立は利用者たちの老後の資金となる (岡本 2008)。

これらのサービスが提供されるようになり, 貯蓄の需要が飛躍的に伸びたといわれ

ている⁵³⁾。この貯蓄に対する需要は、融資利用者のリスクに対する備えの必要性の高さを示すといえよう。貯蓄利用の便が改善され、選択肢が増えたことで、リスクに対する脆弱性を補う手段が増え、利用者の安心・安全が拡大されたと考えられる。貯蓄のサービス改善はケイパビリティの拡大に貢献しているといえるだろう。

4.4.3 マイクロ保険 生命・融資保険の発展と健康保険の課題

保険においても改善が行われている。バングラデシュの大手機関では、会費や貯蓄の運用益から生命保険および融資保険の保険料を捻出し、実質負担を軽減している(岡本 2008)。さらに、死亡保障対象者が拡大された点があげられる。当初、これらの保険は利用者死亡のみが保障対象であったが、利用者にとっては、本人よりも家族の死亡に対する保障の必要性がより高いと指摘されてきた(岡本 2008: 98; Banthia 2009: 19)。利用者は、融資を活用して事業を始めても、利益が得られるまでは家族の収入に頼るケースも多く、また融資を家族と共同利用もしくは男性家族が融資を管理する例もあり、特に世帯の主な稼ぎ手の死亡から大きな影響を受ける(岡本 2008: 98)。さらに、寡婦となった女性は、財産分与や居住環境が保障されないこともある(坪井 2003, 2006a; 岡本 2008: 98)。このようなニーズから、家族の死亡によって、融資利用者たちが被るリスクも保険によって軽減されるようになった。

以上の流れは、利用者の安全を保障するものとして捉えることができる。しかし、これらの改善は大手の機関における取り組みが中心であり、中小機関は保険を提供することすら難しく、保険サービス提供は限られたものとなっている⁵⁴⁾。

保険への取り組みが少ない理由のひとつに法律の問題もあげられる。バングラデシュでは、政府から保険業者として認可を受けるには、多額の資本が必要となる⁵⁵⁾。マイクロファイナンス機関が提供している保険は、保険法に従っておらず、表向きは貯蓄商品の一部として扱われている例もある(Islam 2009: 5)。さらに MRA は、政府に登録している機関に対して、貯蓄や保険の名目で強制的に融資額から料金や手数料を差し引くことを禁止した⁵⁶⁾。生命・融資保険への強制加入はマイクロファイナンス機関をリスクから守るためであると批判されてきたが、多くの加入者を確保することで、保険料が低く抑えられ、低所得者でも保険に加入が可能となる利点もあった(Lloyd's 360° Risk Insight 2009: 25)。この規制をきっかけに加入が任意となり、利用者の選択肢が広がる可能性もあるが、一方で、コスト面から料金の値上げや保険提供の中止等によって、利用者の選択肢が狭められることも懸念される。

このような限られた機関によるサービス提供や法的枠組み等、マイクロ保険が抱え

る問題に対して、マイクロファイナンス機関のネットワーク組織 INAFI は、中小機関をパートナーとして、融資利用者へ生命保険を提供するパイロットプロジェクトを始めている。各機関が融資利用者に対する保険料の集金、保険金支払い業務を行い、プロジェクト側が保険の運用管理を行う。プロジェクトによって保険モデルを確立させた後に、保険法に則った相互保険会社を設立し、より多くの融資利用者へ保険を提供する体制を構築することを目標としている⁵⁷⁾。

このプロジェクトでは、低料金の掛け捨て型と満期になると払い戻しが受けられる養老保険型の2つのタイプの生命保険が提供されている。それぞれのタイプにおいて、さらに保険料や期間を選択できる⁵⁸⁾。貯蓄性のある養老保険は、掛け捨て型よりも毎月納める保険料が高いにもかかわらず、ほとんどの加入者から選択されている。リスク発生時、貯蓄では十分に対応できる残高があるか定かでないが、養老保険であれば受け取る金額は保証されている。また、保険期間が終了すると利息を含めて掛け金が払い戻されるため、保険と同時に長期の積立貯蓄を行う必要もなくなり、リスクに備える費用を抑えることができる。このようなニーズの高い商品や幅の広い選択肢の提供は、保険加入を促し、利用者の安心と安全の拡大に貢献するであろう。

以上のように生命・融資保険のサービス改善が行われ、普及が進んでいる理由として、利用者の死亡によって貸倒を防ぎたいマイクロファイナンス機関と本人および家族の死亡による影響を減らしたいという利用者の利害関係が一致したことがあげられる(岡本 2007: 4)。一方で、利用者にとって必要性が高いと指摘されている健康保険(Roth et al. 2007: 10)は、これらの保険に比べて普及が進んでいない。融資利用者ひとりひとりのケイバビリティ拡大が目的とされるのであれば、利用者が病気がけがに見舞われた際に適切な治療を受けることができ、健康な状態を回復・維持することはより重要であるといえよう。しかし、健康保険を提供する機関数はさらに限られている⁵⁹⁾。保険に伴う医療保健サービスを提供する場合、施設や人材に費用がかかる。さらに、高い保険請求率と低い加入・継続率等によりコスト採算性に課題を抱えている。このため、健康保険を提供するためには、助成金や補助金等の保険料収入以外の外部財源が必要とされており、財政的な持続可能性が問題として指摘されている(Werner 2009: 566; Ahmed et al. 2005: 47-49)。

グラミン銀行のグループ組織であるグラミン福祉は、全国の農村に53のヘルスセンターを運営し、健康福祉サービスを提供している⁶⁰⁾。毎年20万人以上がセンターを利用し、100万人以上が在宅ケアサービスを受けている。グラミン銀行のメンバーおよびセンターの地域住民を対象に、年間200タカ(非メンバーは300タカ)で保険

カードを販売し、加入者および家族に利用割引を行っている。診療費、検査費用、薬の料金が割引かれ⁶¹⁾、ヘルスアシスタントの在宅訪問による健康チェックが無料で提供されている。また、家族のうち1名限定で健康診断・検査を無料で受けられる。センターは、入院や手術に対応していないが、2,000タカを限度に医療費の補填を行っている。課題としてあげられるのは、ヘルスセンターが拠点となっているため、センターのない地域で保険サービスが提供されていないことである。保険には、約2万4,000人が任意加入しており、そのうち8割程度がグラミン銀行メンバーである。全国総メンバー数800万人からすると加入者数は限られたものとなっている⁶²⁾。

R市内で健康保険を提供しているマイクロファイナンス機関I⁶³⁾では、融資に付随した強制加入の健康保険が提供されている⁶⁴⁾。機関の運営する医療機関の利用割引もしくは医療費補填が行われている。R市内には、運営する医療機関がないことから、医療費補填のみが行われている。保険の利用は、出産時の手術によるものが多く、骨折の治療から糖尿病の検査に至るまで幅広く保障を行っている。R市内にて、この機関のマイクロクレジットの活動を参与観察した際に、保険を利用した3人の女性に聞き取りを行った。本人または家族の入院・手術で保険を利用しており、治療費1万タカから10万タカの出費に対して、800から1,000タカの保険金支給が行われた。保険金でカバーできる金額は限られており、残りの費用は貯蓄の取り崩しや親類や知人からの借入に頼っている。また、事業拡大の名目で2万タカの融資を申請していた女性は、実際には、父親の手術代に充てるために借入を行うと話していた。

以上、健康保険の例を示したが、医療施設利用割引、医療費補填のサービスは限られた範囲で提供され、自己負担は必須となっていることがわかる。特に高額の医療費が必要になった場合、結局は他の手立てを利用して費用を捻出しなくてはならない。このようなケースでは、マイクロ保険に加えて、低利息（もしくは無利子）で返済条件が柔軟で緩やかな医療費のための融資提供も有効であるといえよう。

健康保険の実践では、治療に関するサービス提供もさることながら、健康診断や検査の割引等の予防にまで展開している点が注目される。病気を防ぎ健康を保つことができれば、よりリスクを避ける効果があるといえよう。また、保険を提供する側も、治療にかかる費用に比べて、予防にかかる費用の方が負担は少なくなるメリットがあり、利用者の立場に立った取り組みは、健康保険の運営コストを下げる効果も見込まれる。さらに、マイクロクレジットの活動のなかに保健教育⁶⁵⁾が含まれている場合、その活動と関連させて相乗効果を図ることも期待できるであろう。

さらに、融資利用者の大多数は、今まで十分なケアを受けることができなかったと

されている女性たちである。特にバングラデシュでは、妊産婦死亡率は大きな課題となっており、妊産婦ケアを含めた母子保健も保障する健康保険は、女性利用者のケイバビリティの向上に貢献するといえるだろう。

おわりに

本稿では、マイクロクレジットを利用した女性たちの事例から、融資利用を限定する要因を考察し、ケイバビリティ拡大に向けた検討を行った。財の特性が融資利用に与える影響を「融資のプログラム設計」として、社会的文脈から受ける影響を「女性の行動範囲の制限」「リスクに対する脆弱性」として、3つの要因について考察した。ケイバビリティ拡大に向けた検討では、人の可能性を制限する障害を取り除き、機会拡大を目指すアプローチとして、「融資プログラム設計の改善」および伝統的な行動規範に対する「新たな行動規範の構築」過程について述べた。さらに、リスクに焦点を当て、保護と能力強化を図り、安心と安全を拡大するアプローチとして、リスクに対応する機能を有する貯蓄および保険を含む「マイクロファイナンスの可能性」について検討した。

プログラム設計の改善としては、多重債務を避けるために、利用者のニーズと返済能力に応じた融資金額の設定を行い必要以上の融資を行わないこと、また、返済困難におちいった際、柔軟に返済方法を変更できる仕組みが必要である。さらに、返済開始については、事業へ投資した資金を回収するために十分な期間も確保されるべきであろう。

さらに、利用者側に立ったプログラム設計が求められる。機関の競争激化によって生じる多重債務の問題に目を向けると、利用者が高返済率のために手段化されてきた側面があることも否めない。一方で、競争の激化はマイクロファイナンス機関が生き残りをかけて利用者の立場に立ったプログラム設計を再構築する機会ともなり得る。そのためには、利用者がそれぞれの機関の融資の特徴を知り選択ことができる機会も必要である。また、利用者に不利なプログラム設計を法律や規制によって強制的に改善させることも有効であると考えられる。

次に、女性の行動範囲の拡大について検討した。時代の変化とともに女性を取り巻く環境は大きく変化し、女性が融資を利用することをきっかけに、個々の家庭において宗教や伝統的なジェンダー規範に対して新たな規範が構築されているといえる。その構築過程のなかで、経済効果や社会的評価によって事業への理解が深まり、行動範

困が拡大することもあれば、許容範囲を超えたことにより、近隣の住民からの批判や家庭内での反発を受けて逆により厳しく範囲が制限されることもある。家族や地域住民の反応を十分把握しつつ、女性自身の意向に沿い、行動範囲の拡大を模索する必要があるだろう。

最後に、リスクに対する脆弱性を補う対策として、貯蓄および保険を含めた包括的なマイクロファイナンスについて検討した。マイクロファイナンス機関は、能力開花や機会の拡大を促す融資に加えて、安心・安全を拡大する貯蓄や保険も提供し、ケイパビリティ拡大の2つのアプローチを兼ね備えているかのようにみえる。しかし、貯蓄や保険の発展は、機関の財源確保やリスク軽減のために行われてきた側面が強く、利用者ひとりひとりのケイパビリティ拡大が目的とされてきたとはいえない。近年では、貯蓄や生命・融資保険のサービス改善が行われ、融資利用者のリスクも軽減する効果がより高まったといえる。しかし、利用者にとってより必要とされている健康保険は、コスト採算性が課題となっており、取り組みが少なく普及も進んでいない。

健康保険は保険料を少額に抑えるために、保障内容や範囲が限定されており、高額な医療費はカバーしきれない。このため、健康保険に加えて、医療費のための特別融資も有効な選択肢のひとつとして考えられる。また、利用者のケイパビリティ拡大に向けては、病気の治療よりも、健康を保つことがより重要であるといえ、治療に対する保障のみでなく、健康診断や各種検査等の予防に関するサービスの充実が求められる。さらに、保険を提供する機関にとっても、病気が予防されることによって治療にかかるコストを削減できると考えられる。さらに、利用者のほとんどは女性であることから、母子保健に関する保障の充実も必要である。

2つのケイパビリティ拡大アプローチに照らしてマイクロファイナンスの発展を再考するために、マイクロ保険については、マイクロファイナンス機関の提供する保険のみに絞って議論をすすめた。実際には、マイクロ保険の担い手も多様化しており⁶⁶⁾、マイクロファイナンス機関以外によって提供されるサービスや取り組みからもより多くの選択肢を得ることで融資利用者の安心・安全を図り、ケイパビリティを拡大させることも可能であろう。

以上本稿では、マイクロクレジット利用者のケイパビリティ拡大に向けて検討を行った。プログラム設計の改善は、ある程度、他の地域でも汎用性があると考えられる。しかし、社会的文脈における要因に対しては、社会的背景の異なる地域では、おのずと検討されるべき内容も異なるであろう。それぞれの地域や対象となっている人びとの状況から、融資利用を限定する要因を把握することが必要である。そのうえ

で、それらの要因を取り除き、能力開花と機会の拡大によってプラスの効果の最大化を図り、同時に、リスクを軽減して安心と安全を拡大してマイナス効果の最小化を図ることで、マイクロクレジットを利用する人びとのケイパビリティ拡大が可能となるであろう。

謝 辞

本稿は、「平成 21 年度 みんぱく若手研究者奨励セミナー」(2009 年 11 月 25 日～27 日、国立民族学博物館)における発表内容をもとに加筆・修正を加えたものである。なお、本稿の内容の一部は、東京大学大学院総合文化研究科・教養学部グローバル・スタディーズ・プログラム「組織的な若手研究者等海外派遣事業」によって行われた調査・研究成果である。

セミナーでは先生方、参加者の方々の貴重なコメントをいただき、今後の研究に向けての大きな示唆となった。さらに、論文を執筆する機会をいただいたにもかかわらず、筆が進まずに関係者の方々にはご心配とご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げる。また、拙稿に対して丁寧なご指摘とコメントをいただいた査読の先生方にも感謝申し上げたい。同セミナーの講義や発表に加えて、先生方や志を同じくする参加者の方々との交流はとても貴重なものとなった。今後も多くの若手の研究者がこのような機会を得られるように願いこめて、重ねてここに感謝の意を表したい。

*本論文は、平成 21 年度みんぱく若手研究者奨励セミナー(開発現象に関わる文化人類学)において、「第 1 回みんぱく若手セミナー賞」に選ばれた研究発表に基づく。

注

- 1) エンパワーメントとは、社会的に「力を剥奪されてきた」人々が「力を獲得」すること(フリードマン 1995: 9, 25)。「個人の内面で自己否定的な態度を培養し、人を無力化させる社会的な制圧の存在を意識化させ、その言語化と対象化を促すことで個人に尊厳を回復させ、自信をつけていくこと」(国際協力用語集 2004: 25)と定義されている。モーザは、開発における女性のエンパワーメントアプローチについて「自立向上心によって女性が内なる力をつけることを目的とする」(モーザ 1996: 109)と述べている。松村は「草の根の女たちが“力をつけて”連帯して行動することによって、自分たちで自分たちの状態・地位を変えていこうとする極めて行動的で自立的な考え方である」(村松 1995: 12)と述べている。Mahmud は、エンパワーメントにおいて女性の「選択と主体性」が重要であると指摘している(Mahmud 2004: 154)。
- 2) センの Capability は、日本語で潜在能力と訳されることがあるが、人の持つ潜在能力のみを指しているものではない。本稿では、ケイパビリティと表す。
- 3) マイクロクレジットの定義については、無担保を条件としているものもあるが、本稿の事例のように担保を有するものもある。また事実上、強制預金が担保となっていたり、連帯保証人制度が存在する例もある(鈴木他 2011)。
- 4) Grameen Classical System と呼ばれるグラミン銀行初期のモデル。無担保、少額融資、グループ貸付を指す。

- 5) 世界銀行は、マイクロファイナンス機関へ低金利で融資を行うほか、貧困緩和のためにCGAPを設立し、マイクロファイナンス機関のガイドラインの設定、優良事例の普及、技術的なツールと商品の発案、研修と技術援助の提供を行っている。アジア開発銀行も、マイクロファイナンス戦略を打ち出し、金融インフラの整備や政策環境整備等の支援を行っている(ADB 2000)。
- 6) 少額といっても、その額には幅があり、岡本他(1999)の研究によると、9ヶ国16機関における平均融資額は約50ドルから600ドルである。バングラデシュのMRAの報告(サンプル数233)では、融資額平均は6,188タカ(バングラデシュの通貨、Taka。1ドル=69.4タカ:2010年6月25日レート。Bangladesh Bank, Internet, 25th June 2010, <http://www.bangladesh-bank.org>)であり、利用者の95%が3万タカ以下の融資を利用している(2009年値, MRA2010: 6)。グラミン銀行の平均融資額は27,539タカである(Internet, 29th November 2010, Grameen Bank At A Glance October, 2010, http://www.grameen-info.org/index.php?option=com_content&task=view&id=26&Itemid=175)。
- 7) 藤田の調査によると、バングラデシュのインフォーマル貸金業の長期金利は20%から60%、短期金利は50%から120%である(藤田2005: 142-164)。これに対してグラミン銀行の利率は20%であり、商業銀行の利率と比べると8%ほど高い(Akhter 2007: 114)。世界地域別の金利についてはRosenberg et al. (2009)、国別の貸付金額や利息、返済期間等は岡本他(1999)が詳しい。
- 8) 米国のMicrofinance International Corporationは、途上国のマイクロファイナンス機関と連携し、海外送金を行っている(古屋2010)。海外労働者からの送金は途上国の外貨収入源となり、国内総生産や世帯収入および消費にまで影響を与えている(Vargas-Silva et al. 2009)。
- 9) 必要に応じて他の国の研究や事例を記す際には国・地域を記す。
- 10) UN-OHRLLS, Least Developed Countries: Country profiles より(Internet, 11th November 2010, <http://www.unohrlls.org/en/ldc/related/62/>)。
- 11) 2007-2008会計年度の一人当たり国民総所得は599ドル、経済成長率は6.21%である(BBS 2009a)。
- 12) MSCの最貧困層定義は以下の通り。該当国の貧困ライン以下のうち下位の5割を占める層、もしくは1日あたり1ドル未満で生活する者(Internet, 10th June 2010, http://www.microcreditsummit.org/about/about_the_microcredit_summit_campaign/)。
- 13) 例えば、グラミン銀行では物乞いを対象にStruggling Members Programme, ASA(マイクロファイナンスを専門に行うNGO)では極貧困層を対象にHardcore Poor Loan等が実施されている。
- 14) 西村(2008)は、農村の人びとは、友人や親類からの借入や高利な貸金業者を利用して生計を立てており、これらのインフォーマルな金銭貸借とマイクロクレジットを相互補完的に利用している状況を明らかにした。また、マイクロクレジットの融資を生産活動に投資せずに消費にまわし、返済はインフォーマル金銭貸借でまかない、みせかけの消費が膨らむ『マイクロファイナンス・バブル』ともいべき状況が見られると述べている。
- 15) Microcredit Regulatory Authority Act 2006のもとに認可制度が導入された際には、4,240もの機関が申請を行っている(MRA 2009)。2011年3月16日現在、553の機関が政府に認可されている(MRA, Internet, 15th April 2011, <http://www.mra.gov.bd>)。
- 16) 金融における労働人口の45%を占めている(2009年数値)。Institute of Microfinance Bangladesh Microfinance Statistics 2009, Development of Microfinance Sector in Bangladesh (Internet, 25th August 2011, http://www.inm.org.bd/statistics/2009/Chapter%201_Development.pdf)。
- 17) アジアやアフリカの途上国の女性たちは栄養やヘルスケアにおける不平等によって亡くなっており、そのような「missing women」が1億人以上も存在すると推計されている(Drèze and Sen 1989; Sen 1990)。差別的な扱いによって栄養やケアを十分受けられずに死亡するバングラデシュの女性の数は、320万人と推計されている(2007年数値, UNDP 2010: 209)。
- 18) UNDP 国連開発計画(1995)は、『人間開発報告書1995 ジェンダーと人間開発』のなかで、ジェンダーの問題をとりあげ、貧困層の7割が女性であると指摘した。男女の国会議員比率、男女の専門職・技術職比率と管理職比率、男女の推定勤労所得の3つの指標によって、ジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)を発表している。
- 19) Karim and Osada (1998), Akhter (2007), Armendáriz and Morduch (2010) 他、多数の文献で指摘されている。グラミン銀行では事業を始めた当初、特に性別によるターゲットの絞り込みは行われておらず、女性の割合は2割程度であった。事業を進めるうちに女性の割合

- が高くなり、現在では女性が97%を占めるようになっている。Grameen Bank Historical Data Series 1976–2009 (Internet, 10th Oct. 2010, http://www.grameen-info.org/index.php?option=com_content&task=view&id=178&Itemid=432)。
- 20) UNICEF (2007) の調査では、34.2%の女性が「日々の家計の支出については夫がひとりで決定を下している」と答えている。15歳以上の女性の労働力人口は男性の約3分の1であるが、近年の労働力人口の伸び率は、男性の4倍以上となっている(2005年–2006年数値, BBS 2009b: 85–100)。一方で、推定勤労所得は、男性1,633ドルに対して女性は830ドルにとどまっている(2007年数値, UNDP 2010: 216)。
 - 21) 住宅ローンを利用するためには、メンバー名義の宅地が必要とされる。女性は法により財産を相続する権利があるが、伝統習慣に従って相続を放棄するのが一般的であり土地を持つ女性は少なく、夫がメンバーである妻へ宅地を譲渡して融資を受けるケースがほとんどである(坪井 2003)。住宅ローンといっても5,000タカ(屋根をトタンに葺きかえられるほどの金額)程度の少額である。1984年から65万件の利用がある(ユヌス 2008: 109–110)。一般の事業向けの融資の金利が20%に対して、住宅ローンの金利は8%と低く設定されている。
 - 22) 離婚によって家を追い出されたり、寡婦は小屋のような建物に住んでいるケースもある(坪井 2003; 2006a)。
 - 23) Goetz and Gupta (1996), Rahman (1999), 筒井・谷 (2006) 等。
 - 24) 本来フォトワ(ベンガル語発音カタカナ表記)はイスラム法であるシャリーアに照らして行われる助言や示唆である。これに対して1990年代に暴力的・抑圧的な形に歪んで事件として登場するようになった変質したフォトワを高田(2006)は括弧付きで「フォトワ」と表現している。女性に対する活動を行うNGOに対して発令されているケースもある(高田 2006: 366–416)。
 - 25) 萱野は、家長が融資の用途を決め、返済のために女性の付加労働が増加する状況では、マイクロクレジットによって「債務が女性化され」、「女性からの新たな搾取の開始」が起こると述べている(萱野 2004: 71)。
 - 26) ASAの事例では、貯蓄を原資に活用するコストは、商業銀行から原資を借り入れるコストと同様もしくはそれより高くなることが明らかにされている(Wright et al. 2010: 35)。
 - 27) バングラデシュ政府に登録している489機関では、マイクロファイナンス財源の30.62%が貯蓄によるものである(MRA 2010)。
 - 28) グラミン銀行のグループ基金は、新たなプログラム設計(グラミンII)のもと、個人口座へ移行した。
 - 29) 保険料は、融資額の0.5から3%もしくは年に10タカから50タカ程度に設定され、死亡時の保険金は2,000タカから1万2,000タカ程度である(ILO-STEP et al. 2003)。
 - 30) Collins et al. (2009), Roth et al. (2007), Cohen and Sebstad (2005), 松井・池本(2010)他多数。
 - 31) インドの女性自営業者組合(SEWA)は保険会社と提携して生命保険に健康保険も加えた統合型保険を開発し、より多くの融資利用者へ健康保険の提供を可能にした(ILO 2001: 27–29)。しかし、バングラデシュでは法律上、保険業者が生命保険と健康保険を組み合わせた統合型の保険を提供することはできない(Werner 2009: 570)。
 - 32) 保険料は機関によって異なり、融資額の1から2.5%もしくは年額75から350タカに設定されている(ILO et al. 2003)。
 - 33) バングラデシュのマイクロ保険に関しては、ILO-STEP et al. (2003), Hasan (2007)が、その他各地の調査・研究に関してはDercon et al. (2008)が詳しい。
 - 34) ヴェトナムやメキシコでは、政府が低所得者層へ提供している任意の健康保険が世帯の医療費を抑える効果が報告されている(Wagstaff and Pradhan 2005, Galárraga et al. 2008)。家計への影響、医療へのアクセス、保健・福祉についての効果については、Leatherman et al. (2010)が詳しい。
 - 35) 年齢については、グループ融資が18歳から45歳、個人融資が18歳から35歳を対象としている。
 - 36) DYD at Glance, DYD (Internet, 21ST November 2010, http://www.dyd.gov.bd/at_galance.php)。
 - 37) 青年開発局は、教育を受けたにもかかわらず収入を得る機会のない若者をターゲットとしているため、学歴が訓練申し込みの条件に含まれている。最低でも8学年(初等教育5年、中等教育前期3年)の修了が求められ、コースによっては、中等教育修了が必要となる場合がある。

- 38) 2010年7月のレート。手数料のレートは変動する。後述する事例におけるレートは利用者が融資を受けた当時のレートである。
- 39) 政府に認可されているNGOの利子は、25～33%である（MRA 2010）。グラミン銀行の一般事業融資の金利は20%である。
- 40) 「隊員活動報告書」（第5号：赴任24ヶ月目報告書）の添付資料として、2003年3月、国際協力事業団（現：国際協力機構）バングラデシュ事務所へ提出。
- 41) Aの夫が働くNGOでは、マイクロクレジット事業を行っており、職員の不正を防ぐために、就職や昇進の際に保証金を納める制度があった。保証金は退職の際に返金されることになっていた。
- 42) ムスリム女性が外出時に着用する全身を覆う外套。市街地では外出時に着用しない女性の姿もみられ、地域や家庭内の考え方に影響を受けているといえる。
- 43) バングラデシュの各地で開催されているメラと呼ばれる催し物。柵で囲まれた会場のなかに飲食、衣料、雑貨、宝飾品、書籍、玩具等を販売するブースや遊具が並び、人びとは無料で、もしくは料金を払って入場して買い物や娯楽を楽しむ。
- 44) この段落における青年開発局以外の融資についての記述は、2010年10月に行った聞き取りによる。
- 45) 初回の融資では最高額を貸し出すことを避け、2万タカから3万タカ程度に金額が抑えられているが、2回目の融資以降、ほとんどの利用者が上限である5万タカを借りている。融資額は必要に応じて額が決定されることになっているが、融資担当者や利用者からの聞き取りでは、2回目からの融資額は5万タカに固定されているという語りも聞かれた。グループ貸付のように返済能力を他の利用者から評価されることもなく、本人の希望に沿って、最大限の貸し出しが実施される傾向がある。
- 46) 労働者保護に関する法律はイギリス領時代から存在していたが、プランテーション、工場、港湾等のセクターごとに分かれていた。2006年に関連する46の法律が労働法として統一された（Sankaran 2010: 235-237; Faruque 2010: 26）。
- 47) 例えば、女性子ども問題省は寡婦に対して、月に300タカ手当を支給している（Begum 2009: 313）。しかし、その対象は農村に限られており、青年開発局の職業訓練生のなかにも、寡婦となり生活に困窮する者がいるが、R市内に住む女性は保障を受けることができない。
- 48) この2つのアプローチは国際開発の分野で使用されている「人間開発」と「人間の安全保障」という用語にそれぞれ対応する。人間開発は、「成長と発展の配分の不平等から生じる問題」に目を向け、「発展下における衡平の確保」を目指し、「人の可能性を制限・束縛する障害を取り除く」ことで、「能力開花・機会の拡大」を図る。この上昇傾向の強い概念に対して、人間の安全保障は、「状況が悪化する危険性」に目を向け、「危機下における安全の確保」を目指し、「リスクに対処できるように保護と能力強化をはかる」ことで、「安心・安全の拡大」を図るものである（セン 2003; 2006）。

国連開発計画は、人間開発を開発の目的とし、「人間が自らの意思に基づいて自分の人生の選択と機会の幅を拡大させること」（＝ケイパビリティ拡大）と定義している。ケイパビリティに必要な不可欠な要素として、経済、保健、教育等の項目について、人間開発指数が提示され、国ごとにランク付けが行われているが、「人間開発指標がセンの思想を十分に表現した指標かどうかについての議論の余地がある」（野上 2007: 42）と指摘されている。人間開発指数は、ケイパビリティ拡大に向けて手段や利用関数に関する要素やその状況を国レベルで把握する手段としては有効であると考えられる。しかし、国のマクロレベルに集約された統計を用いているので、個々の状況が捨象され、本来の目的であるひとりひとりのケイパビリティが逆に見えなくなる可能性がある。それらの指数がその国にいる人びとのケイパビリティにどのような影響を与えているのか明らかにするには、それぞれの開発現場において対象となる人や地域のミクロで質的な側面にも注目する必要があるだろう。ケイパビリティはひとりひとりの多様な価値観や置かれている社会的文化的背景によって異なるからである。

人間の安全保障という概念は、さまざまな文脈で異なる捉えられ方がされ、共通の認識がされておらず、捉えどころがない概念だという批判がある。人間の安全保障はリスクに焦点を当て、ケイパビリティ拡大を目指すアプローチであり、それぞれの開発の現場の状況によって、注目すべきリスクはおのずと異なり、それぞれの文脈で人間の安全保障のアプローチとして取り組むべき内容が異なるのは、むしろ当たり前である。

ケイパビリティの拡大に向けた2つのアプローチについて議論を進めるうえで、人間開発

- と人間の安全保障という言葉を使用するには、上記の議論が必要であると考えますが、本稿は開発の概念や言葉の整理を目的としているわけではないため、これらの言葉を使うことをあえて避け、人間開発と人間の安全保障の原点に戻り、ケイパビリティを拡大する2つのアプローチとして表記することとした。
- 49) 北部地域では、土地なし日雇い農業従事者の世帯が農閑期に収入が得られず、生活に必要な消費ができず飢えに苦しむ時期(モンガ)がある。政府の金融機関であり、マイクロファイナンス機関に融資を行うPKSFは、パイロット事業として、2006年よりProgrammed Initiatives for Monga Eradicationを始めた。モンガの時期に消費のための融資を提供するだけでなく、雇用の提供、所得創出、保健等への取り組みも行っている(PKSF 2010)。
 - 50) Godquin (2004)は、連帯責任制よりも、むしろ識字や保健のトレーニングやサービス等の社会的プログラムが返済率に影響を与えていると指摘している。また、利用者は繰り返し融資を利用しており、滞納によって融資が途切れることへの恐れや融資回数が増えるごとに融資額が増額される魅力が、返済率を保持しているともいわれている(Armendáriz et al. 2010)。
 - 51) 自転車の後部の2つの車輪の間にシートを設け、客が乗車し、キシャ引きがペダルをこいで進む乗り物。
 - 52) グラミン銀行では、グループ基金は個人口座へと移行された。個人口座には、融資額2.5%の預入に加えて毎週定額の預入が義務付けられているが、いつでも預金を自由に引き出すことができる。さらに、引出に制限がある特別口座へ融資額2.5%の預入が義務付けられている。個人口座および特別口座には8.5%の利子が支払われる。Grameen Pension Savingと呼ばれる長期積立も提供されるようになった。基本的には任意とされているが、融資額が8,000タカを超える利用者は義務となる。期間および金利は、5年10%、10年12%(Rutherford 2010)。年金という名前がつけられているが、実際には長期積立であり、生存する限り支給されるものではない(岡本 2008: 100)。グラミンの貯蓄制度については、Rutherford (2010) および鈴木他 (2011) が詳しい。
 - 53) MRAによると、登録機関全体の貯蓄額の伸び率(18.7%)は、融資額の伸び率の約3倍になっている。2009年値、前年比(MRA 2010: 6)。
 - 54) バングラデシュには1,400を超えるマイクロファイナンス機関があるといわれているが、このうち92機関のみが保険サービスを提供している(Hasan 2007)。
 - 55) 生命保険事業を始めるにあたっては3億タカ、損害保険事業に対しては4億タカの資本が必要である(Insurance Act, 2010より)。
 - 56) 2010年11月10日発効。さらに、任意の保険であってもその保険料と融資利子を合わせて27%を上回ることがないように規定された(MRA, Circular Letter No. Regu-05より)。
 - 57) INAFIは2007年からMIMEプロジェクトをスタートしている。MIME Limitedとして会社登記を済ませ、Insurance Act 2010に則った相互保険事業の認可を申請中である。相互保険事業に必要な資本金は1,000万タカから300万タカに引き下げられた。相互保険事業として認められている内容は、生命保険のみであるが、生命保険に付随した特約として、医療費補填サービスを提供する計画が進められている(INAFI, MIME brief, October 2010, issue No. 4 および2010年12月INAFI事務所(ダッカ)における聞き取りから)。
 - 58) 掛け捨て型は、月額5, 10, 15, 20タカから選択ができる。養老型は5, 7, 10, 12年の期間があり、月額50, 100, 150, 200, 300, 500タカから選択ができる。2010年9月現在、13のパートナーNGOにおける加入者数は、6万5,440人。95%以上の加入者が養老保険を選択している(INAFI, MIME brief, March 2008, issue No. 2 およびINAFI Bangladesh (2009)より)。
 - 59) 全国調査では、61機関が提供する81の保険スキームのうち70が生命・融資保険に占められ、健康保険は5スキームのみとなっている(Hasan 2007)。
 - 60) 以下のグラミン福祉についてのデータは、2010年12月グラミン福祉事務所(ダッカ)訪問時に入手した資料およびヘルスセンター(R県内)訪問の際の参与観察と聞き取りによる。
 - 61) 家族6人までがカバーされ、50タカの診療費が20タカになる。さらに、各種検査費が30%、薬は10%割り引かれる。
 - 62) 2009年12月現在の加入者数。
 - 63) 以下、この機関のデータは、2010年12月に地域事務所(R市)および本部事務所(ダッカ)訪問時に入手した資料、マイクロクレジット事業(R市)における参与観察と聞き取りによるものである。

- 64) 保険料は融資額の0.95%。生命保険と健康保険の他、事業損失も保障される。死亡保障は融資利用者およびその家族が対象で、保険金は融資利用者の死亡の場合、1,000タカ+融資額(10,000タカ限度)、成人家族は1,500タカ、子どもは500タカ。健康保険の医療費補填の保障の上限は、2年以下の融資利用者およびその家族1,000タカ、3年以上の融資利用者およびその家族は1,500タカ。事業保険は、融資額の半額を上限に補填。全国で約83,000人がカバーされている。
- 65) グラミン銀行のメンバーがミーティングで唱えるといわれている16カ条決意のなかにもいくつか栄養や衛生に関するものが含まれている。保健の知識を得るなど、グラミン銀行の活動によって、女性たちの健康が向上するといわれ、金融活動のみならず、保健教育等の社会的活動への取り組みが評価されている(坪井2006b; 松井2006; Mahmud 2004)。しかし、ミーティングにおいて融資や貯蓄に関する集金等、各メンバーと銀行スタッフの間で金銭のやりとりのみが行われ、社会的活動は観察されない例も報告されており(筒井・谷2006)、保険の取り組みと保健活動をリンクすることで、社会的活動への取り組みが活発化する可能性も考えられる。
- 66) 生命保険に関しては保険会社がすでに進出し、低所得者層向けの保険商品を提供している。また、保健・医療サービスを中心に行っているNGOが健康保険を提供するケースもある。さらに近年、人びとが自発的に医療のニーズに取り組むコミュニティ保険(Community-based Health Insurance)も注目されている(Tabor 2005; Carrin et al. 2005)。本稿の事例で紹介した女性たちが設立した生産者組合においても、リスクに備えた「緊急対策基金」が設立されている。

略語一覧

ADB : Asian Development Bank
 BBS : Bangladesh Bureau of Statistics
 BRAC : Bangladesh Rural Advancement Committee
 CGAP : Consultative Group to Assist the Poor
 DYD : Department of Youth Development
 GCS : Grameen Classical System
 GEM : Gender Empowerment Measure
 GENPPOM : Enhanced capacity to promote gender equality in employment
 GPS : Grameen Pension Saving
 ILO : International Labour Office
 INAFI : International Network of Alternative Financial Institutions
 MIME : Micro Insurance Mutual Enabling
 MRA : Microcredit Regulatory Authority
 MSC : Microcredit Summit Campaign
 NGO : Non-Governmental Organization
 NPO : Non-Profit Organization
 PKSF : Palli Karma-Sahayak Foundation
 PRIME : Programmed Initiatives of Monga Eradication
 ROSCA : Rotating Savings and Credit Association
 SAM : Social Accounting Matrix
 SEWA : Self Employment Women's Association
 SSA : Social Security Administration
 STEP : Strategies and Tools against social Exclusion and Poverty
 UNDP : United Nations Development Programme
 UNICEF : The United Nations Children's Fund
 WEEH : Women's Empowerment Through Employment and Health

文 献

ADB

2000 *Finance for the Poor: Microfinance Development Strategy*. Manila: ADB.

Ahmed, Mosleh U., Syed Khairul Islam, Md. Abul Quasem and Nabil Ahmed

2005 Health Microinsurance: A Comparative Study of Three Examples in Bangladesh. *CGAP Working Group on Microinsurance Good and Bad Practices Case Study* No. 13.

Akhter, Farida

2007 *Seeds of Movements: On Women's Issues in Bangladesh*. Dhaka: Narigrantha Prabartana.

雨森孝悦

2008 「自立的セーフティネットとしてのマイクロ保険—フィリピンの事例から」二木立他編『福祉社会開発学—理論・政策・実際』pp. 142–151, 京都: ミネルヴァ書房。

Annycke, Pascal

2009 Extension of social insurance coverage: A review of statistics and some country experiences. *ISSA Working Paper* No. 13.

Armendáriz, Beatriz and Jonathan Morduch

2010 *The Economics of Microfinance Second Edition*. Massachusetts: The MIT Press.

Ashraf, Nava, Dean Karlan and Wesley Yin

2010 Female Empowerment: Impact of a Commitment Savings Product in the Philippines. *World Development* 38(3): 333–344.

バングラデシュ女性子ども問題省

1998 『アジア女性シリーズ 6 バングラデシュの女性』財団法人アジア女性交流・研究フォーラム訳, 北九州: アジア女性交流・研究フォーラム。

Banthia, Anjali, Susan Johnson, Michael J. McCord and Brandon Mathews

2009 Microinsurance that Works for Women: Making Microinsurance Programs Gender-Sensitive. *Microinsurance Paper* No. 3.

BBS

2009a *2008 Statistical Yearbook of Bangladesh 28th Edition*. Dhaka: BBS.

2009b *Gender Statistics of Bangladesh 2008*. Dhaka: BBS.

Begum, Rowshan Ara

2009 Women Empowerment Activities in Bangladesh: Role of Department of Women Affairs. *The Guardians*, November 2009 special issue, pp. 313–315.

Carrin, Guy, Maria-Pia Waelkens and Bart Criel

2005 Community-based health insurance in developing countries: a study of its contribution to the performance of health financing systems. *Tropical Medicine and International Health* 10(8): 799–811.

CGAP

2006 *Access for All: Building Inclusive Financial Systems*. Washington, D.C.: World Bank Publications.

Christen, Robert Peck, Richard Rosenberg and Veena Jayadeva

2004 Financial Institutions with a Double Bottom Line: Implications for the Future of Microfinance, *CGAP Occasional Papers* No. 8.

Cohen, Monique and Jennefer Sebstad

2005 Reducing Vulnerability: The Demand for Microinsurance. *Journal of International Development* 17(3): 397–474.

Collins, Daryl, Jonathan Morduch, Stuart Rutherford and Orlanda Ruthven

2009 *Portfolios of the Poor: How the World's Poor Live on \$2 a Day*. New Jersey: Princeton University Press.

Counts, Alex and Patrick Meriweather

2008 *New Frontiers in Micro-Savings*. Washington, D.C.: Grameen Foundation.

Daley-Harris, Sam

2009 *State of the Microcredit Summit Campaign Report 2009*. Washington, D.C.: Microcredit

- Summit Campaign.
- Dercon, Stefan, Martina Kirchberger, Jan Willem Gunning and Jean-Philippe Platteau
2008 Literature review on microinsurance, *Microinsurance Paper* No. 1.
- Drèze, Jean and Amartya Sen
1989 *Hunger and Public Action*. New York: Oxford University Press.
- Dupas, Pascaline and Jonathan Robinson
2009 Savings Constraints and Microenterprise Development: Evidence from a Field Experiment in Kenya, *National Bureau of Economic Research Working Paper Series* No. 14693.
- DYD
2007 *National Youth Day, Youth is Wealth, Youth is Future*. Dhaka: DYD.
- Enarsson, Seven, Kjell Wirén and Gloria Almeyda
2006 Savings- and credit-linked insurance. In Craig Churchill (ed.) *Protecting the poor: A microinsurance compendium*, pp. 111–144. Geneva: ILO.
- Faruque, Abdullah Al
2010 The Labour Act 2006: A Critical Assessment, *Labour (A BILS Journal)*, Issue 1, Year 13, January–June 2010, pp. 26–38.
- フリードマン, ジョン
1995 『市民・政府・NGO——「力の剥奪」からエンパワーメントへ』 斎藤千宏・雨森孝悦 監訳, 東京: 新評論。
- 藤田幸一
2005 『バングラデシュ農村開発のなかの階層変動——貧困削減のための基礎研究』 京都: 京都大学学術出版会。
- 古屋 力
2010 「ソーシャル・ファイナンスの未来——地球環境と人間に優しい新しい金融のあり方」 『国際通貨研究所ニュースレター』 No. 11。
- Galárraga, Omar, Sandra G. Sosa-Rubí, Aaron Salinas and Sergio Sesma
2008 The Impact of Universal Health Insurance on Catastrophic and Out-Of-Pocket Health Expenditure in Mexico: A Model with an Endogenous Treatment Variable. *HEDG Working Paper* 8(12).
- Godquin, Marie
2004 Microfinance Repayment Performance in Bangladesh: How to Improve the Allocation of Loans by MFIs. *World Development* 32(11): 1909–1926.
- Goetz, Anne Marie and Rina Sen Gupta
1996 Who takes the credit? Gender, power, and control over loan use in rural credit programs in Bangladesh. *World Development* 24(1): 45–63.
- Gonzalez, Adrian and Richard Meyer
2009 Microfinance and Small Deposit Mobilization: Fact or Fiction? *MIX Data Brief* 2, Washington, D.C.: Microfinance Information Exchange, Inc. (MIX).
- Hamid, Syed Abdul, Jennifer Roberts and Paul Mosley
2010 Can Micro Health Insurance Reduce Poverty? Evidence from Bangladesh. *Sheffield Economic Research Paper Series* No. 2010001.
2011 Evaluating the Health Effects of Micro Health Insurance Placement: Evidence from Bangladesh. *World Development* 39(3): 399–411.
- Hasan, Rashed Al
2007 Reducing Vulnerability of the Poor Through Social Security Products: A Market Survey on Microinsurance in Bangladesh, *INAFI Bangladesh Research Paper*. Dhaka: INAFI.
- 穂坂光彦
2008 「福祉社会学の理論」二木立他編『福祉社会開発学——理論・政策・実際』 pp. 2–15, 京都: ミネルヴァ書房。
- Hossain, Mahabub
1988 *Credit for Alleviation of Rural Poverty: The Grameen Bank in Bangladesh*. International Food Policy Research Institute Research Report No. 65.
- 池本幸生
2006 「アジアの『貧困』」松井範惇・池本幸生編『アジアの開発と貧困——可能性, 女性

石坂 マイクロクレジット(小規模融資)利用者のケイバビリティ拡大に向けた検討

のエンパワーメントと QOL』 pp. 55-80, 東京: 明石書店。

ILO-STEP, WEEH and GENPPOM

2003 *Micro-Insurers. Inventory of Micro-Insurance Schemes in Bangladesh*. Geneva: ILO.

INAFI Bangladesh

2009 *Annual Progress Report 2008*. Dhaka: INAFI Bangladesh.

International Labour Office

2001 *Women organizing for social protection: The Self-employed Women's Association's Integrated Insurance Scheme, India*. Geneva: ILO.

2010 *World Social Security Report 2010/2011: Providing coverage in times of crisis and beyond*. Geneva: ILO.

Islam, Sirajul

2009 *Microfinance in Bangladesh: Context and Experiences* (Presented during the International Panel II of the Ford Foundation-Procasur workshop "Path to Learning: Successful Innovations in Rural Microfinance: Asia (India and Bangladesh)" On Saturday 25th April 2009 at Hotel Rosewood Residence, Dhaka, Bangladesh). Dhaka: INAFI Asia.

岩谷賢伸

2008 「欧米で活発化するマイクロファイナンス投資」『資本市場クォーターリー』2008 Autumn 12(2): 239-253。

Jain, Sanjay and Ghazala Mansuri

2003 A little at a time: the use of regularly scheduled repayments in microfinance programs. *Journal of Development Economics* 72(1): 253-279.

Karim, Md. Rezaul

2005 What Causes Dropout from Microcredit Programmes? *Pakistan Journal of Social Science* 3(9): 1108-1116.

2006 Who Give Up the Opportunity Of Coming Out Of Poverty: The Grameen Bank Case. *Social Science Journal* 12: 51-59.

2007 Problems in Program Participation and Dropout Among the Women Participants of Grameen Bank in Bangladesh, *Rajshahi University Studies*, Part-C, University of Rajshahi.

Karim, Md. Rezaul and Mitsue Osada

1998 Dropping Out: An Emerging Factor in the Success of Microcredit-Based Poverty Alleviation Programs. *The Developing Economies* 36(3): 257-288.

Karlan, Dean and Jonathan Morduch

2009 Access to Finance. In Dani Rodrik and Mark Rosenzweig (eds.) *Handbooks in Economics*, pp. 4703-4784. Oxford: Elsevier.

萱野智篤

2004 「バングラデシュ第二世代マイクロファイナンスの課題——ガバナンスの視点から」『北星学園大学経済学部北星論集』44(1): 67-80。

Khandker, Shahidur R.

1998 *Fighting Poverty with Microcredit: Experience in Bangladesh*. New York: Oxford University Press.

2003 Microfinance and Poverty: Evidence Using Panel Data from Bangladesh. *Policy Research Working Paper Series* No. 2945.

国際協力銀行

2007 『「貧困プロファイル」バングラデシュ人民共和国』東京: 国際協力銀行。

国際協力用語集

2004 『国際協力用語集』第3版, 東京: 国際開発ジャーナル社。

高野久紀

2010 「マイクロ健康保険——購入動機の分析」『アジア研ワールド・トレンド』16(2): 4-7。

Kono, Hisaki and Kazushi Takahashi

2010 Microfinance revolution: Its Effects, Innovations, and Challenges. *The Developing Economies* 48(1): 15-73.

Leatherman, Sheila, Lisa Jones Christensen and Jeanna Holtz

2010 Innovations and Barriers in Health Microinsurance. *Microinsurance Paper* No. 6.

- Lloyd's 360° Risk Insight
 2009 *Insurance in Developing Countries: Exploring Opportunities in Microinsurance*. London: Lloyd's.
- Mahjabeen, Rubana
 2008 Microfinancing in Bangladesh: Impact on households, consumption and welfare. *Journal of Policy Modeling* 30(6): 1083–1092.
- Mahmud, Simeen
 2004 Microcredit and Women's Empowerment in Bangladesh. In Salehuddin Ahmed and M.A. Hakim (eds.) *Attacking Poverty with Microcredit*, pp. 153–188. Dhaka: The University Press Limited.
- Mamun, Ziaulhaq M.
 2007 Contribution of micro-insurance augmenting the poverty alleviation role of microfinance: A case study of Bangladesh, 11th APRIA Conference at National Chengchi University, Taipei, Taiwan (July 25–28, 2007).
- Matin, Imran, David Hulme and Stuart Rutherford
 2002 Finance for the poor: from microcredit to microfinancial services. *Journal of International Development* 14(2): 273–294.
- 松井範惇
 2006 「マイクロクレジットの役割と有効性」松井範惇・池本幸生編『アジアの開発と貧困——可能性、女性のエンパワーメントとQOL』pp. 153–205, 東京：明石書店。
- 松井範惇・池本幸生
 2010 「恒常的貧困：バングラデシュ農村家計から見た貧困削減政策へのインプリケーション」『国際開発高等教育機構 Discussion Paper on Development Assistance』17。
- 松井範惇・坪井ひろみ
 2005 「物乞いの組織化によるエンパワメントの可能性——グラミン銀行「物乞自立支援プログラム」」『東亞経済研究』64(1): 17–26。
- McIntosh, Craig and Bruce Wydick
 2005 Competition and Microfinance. *Journal of Development Economics* 78: 271–298.
- 水口美佳子
 2003 「小さな信用と貧困問題の解決 グラミン銀行のマイクロ・クレジットと女性たち」『北大法学研究科ジュニア・リサーチ・ジャーナル』9: 71–99。
- Montgomery, Heather and John Weiss
 2005 Great expectations: Microfinance and poverty reduction in Asia and Latin America. *ADB Institute Research Paper Series No. 63*.
- モーザ, キャロライン
 1996 『ジェンダー・開発・NGO——私たち自身のエンパワーメント』久保田賢一・久保田真弓訳, 東京：新評論。
- MRA
 2009 *NGO-MFIs in Bangladesh Volume-V*. Dhaka: MRA.
 2010 *NGO-MFIs in Bangladesh Volume-VI*. Dhaka: MRA.
- 村松安子
 1995 『エンパワーメントの女性学』村松泰子・村松安子編, 東京：有斐閣。
- 村山真弓
 2003 「バルダ・開発・ダウリ——バングラデシュの女性」大橋正明・村山真弓編『バングラデシュを知るための60章』pp. 229–233, 東京：明石書店。
- 中村まり
 1999 「バングラデシュにおけるマイクロクレジット政策の理念と現実」『アジア経済』40(9・10): 134–164。
- Nath, Kumar Dhiraj
 2004 Assessment of Microcredit Programme in Government Sector in Bangladesh. In Salehuddin Ahmed and M.A. Hakim (eds.) *Attacking Poverty with Microcredit*, pp. 49–70. Dhaka: The University Press Limited.
- Naz, Farzana
 2006 *Pathways to Women's Empowerment in Bangladesh*. Dhaka: AH development publishing

- 石坂 マイクロクレジット(小規模融資)利用者のケイパビリティ拡大に向けた検討
- house.
- 西川麦子
2001 『バングラデシュ——生存と関係のフィールドワーク』東京：平凡社。
- 西村直紀
2008 「マイクロファイナンスの社会構造に対する副次的影響——バングラデシュ農村におけるサービスの『深化』と社会保障ネットワークを巡って」(修士学位論文, 東京大学大学院)。
- 野上裕生
2007 『人間開発の政治経済学』(アジ研選書 No. 5) 千葉：アジア経済研究所。
- ヌスバウム, マーサ C.
2005 『女性と開発——潜在能力アプローチ』池本幸生・田口さつき・坪井ひろみ訳, 東京：岩波書店/Nussbaum, Martha C. 2000 *Women and Human Development: The Capabilities Approach*. New York: Cambridge University Press.
- 小笠原春菜
2008 「ケイパビリティ・アプローチの再検討——自由と必要」『千葉大学人文社会科学研究』17: 165-181。
- 岡本真理子
2008 「南アジアにおける低所得層のための社会的保護システムの発展——インドとバングラデシュの事例より」『日本福祉大学経済論集』36: 93-112。
- 岡本真理子・粟野晴子・吉田秀美
1999 『マイクロファイナンス読本——途上国の貧困緩和と小規模金融』東京：明石書店。
- Osmani, Lutfun N. Khan
1998 Impact of Credit on the Relative Well-Being of Women: Evidence from the Grameen Bank. *IDS Bulletin* 29(4): 31-38.
- Pitt, M. M. and S. R. Khandker
2002 Credit Programmes for the Poor and Seasonality in Rural Bangladesh. *Journal of Development Studies* 39(2): 1-24.
- Pitt, M. M., S.R. Khandker, O.H. Chowdhury and D.L. Millimet
2003 Credit Programs for the Poor and the Health Status of Children in Rural Bangladesh. *International Economic Review* 44(1): 87-118.
- Pitt, M. M., S. R. Khandker and Jennifer Cartwright
2006 Empowering Women with Micro Finance: Evidence from Bangladesh. *Economic Development and Cultural Change* 54(4): 791-831.
- PKSF
2010 *PKSF Annual Report 2009*. Dhaka: PKSF.
- Rahman, Aminur
1999 Micro-credit initiatives for equitable and sustainable development: Who pays? *World Development* 27(1): 67-82.
- ラーマン, アシフル・アシル・アハメッド・大杉卓三
2010 「バングラデシュにおける大規模マイクロファイナンス機関の事業拡大の課題と展望——グラミン銀行, ASA, BRACの事例より」『九州大学アジア総合政策センター紀要』4: 85-93。
- Rosenberg, Richard, Adrian Gonzalez and Sushma Narain
2009 The New Moneylenders: Are the Poor Being Exploited by High Microcredit Interest Rates? *CGAP Occasional Paper* 15. Consultative Group to Assist the Poor.
- Roth, Jim, Michael J. McCord and Dominic Liber
2007 *The landscape of microinsurance in the world's 100 poorest countries*. Appletom: The Micro Insurance Centre, LLC.
- Rutherford, Stuart
2010 Grameen II: Member Savings (Savings: An Essential Service for the Poor, Optimising Performance and Efficiency Series). *MicroSave*, pp. 37-40.
- Sankaran, Kamala
2010 Labour law in South Asia: The need for an inclusive approach. In Tzehainesh Tekle (ed.)

- Labour Law and Worker Protection in Developing Countries*, pp. 225–260. Oxford: Hart Publishing, Geneva: ILO.
- セン, アマルティア
 1988 『福祉の経済学—財と潜在能力』 鈴木興太郎訳, 東京: 岩波書店。
 2003 「開発, 権利と『人間の安全保障』」 人間の安全保障委員会編 『安全保障の今日的課題—人間の安全保障委員会報告書』 pp. 31–35, 東京: 朝日新聞社。
 2006 『人間の安全保障』 東郷えりか訳, 東京: 集英社 (集英社新書)。
- Sen, Amartya
 1990 More than 100 million women are missing. *New York Review of Books* 37(20): 61–66.
 2004 Elements of a theory of human rights. *Philosophy and Public Affairs* 32(4): 315–356.
- SSA
 2009 Social Security Programs Throughout the World. *SSA Publication* No. 13-11802.
- 杉山章子
 2009 「マイクロファイナンスの商業化—マイクロファイナンス機関の資金調達とマイクロファイナンス投資」 『LIP Report』 No. 1。
- 鈴木久美・松田慎一・佐藤綾野
 2011 「マイクロファイナンスにおける新たな潮流—ASA によるグループ貸付の実例から」 『日本政策金融公庫論集』 10: 89–114。
- Tabor, Steven R.
 2005 Community-Based Health Insurance and Social Protection Policy. *Social Protection Discussion Paper Series* No. 0503.
- 高田峰夫
 2006 『バングラデシュ民衆社会のイスラム意識の変動』 東京: 明石書店。
- 鷹木恵子
 2007 『マイクロクレジットの文化人類学—中東・北アフリカにおける金融の民主化にむけて』 京都: 世界思想社。
- Todd, Helen
 1996 *Women at the Center: Grameen Bank Borrowers After One Decade*. Dhaka: The University Press.
- 坪井ひろみ
 2003 「グラミン銀行の住宅ローンとバングラデシュの女性」 『国際協力研究』 18(2): 20–29。
 2006a 『グラミン銀行を知っていますか—貧困女性の開発と自立支援』 東京: 東洋経済新報社。
 2006b 「貧困女性の貯蓄・消費行動とジェンダー—バングラデシュ・グラミン銀行の事例」 『アジア女性研究』 15: 1–10。
- 筒井康美・谷正和
 2006 「バングラデシュ農村部における女性の生活に対するマイクロクレジットの影響に関する研究」 『芸術工学研究』 6: 21–29。
- UNDP
 2010 *Power, Voice and Rights: A Turning Point for Gender Quality in Asia and the Pacific* (Asia-Pacific Human Development Reports). New Delh: Macmillan Publishers India.
- UNDP 国連開発計画
 1995 『人間開発報告書 1995 ジェンダーと人間開発』 東京: 国際協力出版会。
- UNICEF ユニセフ (国連児童基金)
 2007 『世界子ども白書 2007 女性と子ども—ジェンダーの平等がもたらす二重の恩恵』 日本ユニセフ協会広報室訳, 東京: 日本ユニセフ協会。
- Vargas-Silva, Carlos, Shikha Jha and Guntur Sugiyarto
 2009 *Remittances in Asia: Implications for the Fight against Poverty and the Pursuit of Economic Growth*. ADB Economics Working Paper Series No. 182.
- Vonderlack, Rebecca M. and Mark Schreiner
 2002 Women, Microfinance, and Savings: Lessons and Proposals. *Development in Practice* 12(5): 602–612, Oxford, New York: Taylor & Francis. Ltd.
- Wagstaff, Adam and Menno Pradhan
 2005 Health insurance impacts on health and nonmedical consumption in a developing country.

石坂 マイクロクレジット(小規模融資)利用者のケイバビリティ拡大に向けた検討

Policy Research Working Paper No. 3563.

Werner, Wendy J.

2009 Micro-insurance in Bangladesh: Risk Protection for the Poor? *Journal of Health Population and Nutrition* 27(4): 563–573.

Wright, Graham A. N.

2010 Two perspectives on Savings Services (Savings: An Essential Service for the Poor, Optimising Performance and Efficiency Series). *MicroSave*, pp. 29–32.

Wright, Graham A. N., Robert Peck Christen and Imran Matin

2010 Introducing Savings into a MicroCredit Institution—Lessons from ASA (Savings: An Essential Service for the Poor, Optimising Performance and Efficiency Series). *MicroSave*, pp. 33–36.

山形辰史

2005 「バングラデシュにおける貧困削減と人間の安全保障」『貧困削減と人間の安全保障報告書』 pp. 121–137, 東京：国際協力機構国際協力総合研修所。

ユヌス, ムハマド

2008 『貧困のない世界を創る——ソーシャル・ビジネスと新しい資本主義』猪熊弘子訳, 東京：早川書房。

ウェブサイト

Bangladesh Bank

<http://www.bangladesh-bank.org> (2010.6.25)

Department of Youth Development

http://www.dyd.gov.bd/at_galance.php (2010.11.21)

GRAMEEN BANK

http://www.grameen-info.org/index.php?option=com_content&task=view&id=178&Itemid=432
(2010.10.10)

http://www.grameen-info.org/index.php?option=com_content&task=view&id=26&Itemid=175
(2010.11.29)

Institute of Microfinance(InM)

http://www.inm.org.bd/statistics/2009/Chapter%201_Development.pdf (2009.11.22)

The Microcredit Summit Campaign

http://www.microcreditsummit.org/about/about_the_microcredit_summit_campaign/ (2010.6.10)

UN-OHRLLS

<http://www.unohrlls.org/en/ldc/related/62/> (2010.11.11)